

## X 行政効率化

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>1 関係府省に共通する主要な取組 [推進官庁] ・内閣官房</p> <p>(1) 公用車の効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公用車(運転手付きで専ら人の移動用の庁用乗用自動車)について、平成15年度から平成25年度までに約600台削減する。職員運転手について原則退職後不補充の方針を遵守し、補充する場合には、再任用制度を活用する。</li> <li>共用利用の一層の推進等効率的な運用に努めるとともに、アイドリングストップや低公害車の導入等による燃料費の節減、運転業務の民間委託等により、経費の削減を図る。</li> <li>これらの取組について、3年後に見直しをする。</li> <li>独立行政法人等に対して、同様の効率化を進めるよう要請する。</li> </ul>	<p>方針 2ア 別紙2-1</p> <p>方針 2ア 別紙2-1</p> <p>方針 2ア 別紙2-1</p> <p>方針 2ア 別紙2-1</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省の保有する公用車について、平成25年度までに約600台削減することとされていることを踏まえ、平成18年度予算案において、公用車を37台削減することとし、平成15年3月末から平成18年度にかけて、合計199台の削減 －平成18年度予算における削減効果 ▲ 113,124千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政効率化推進計画に基づき、各府省の保有する公用車について、平成25年度までに約600台削減</li> </ul>
<p>(2) 公共調達の効率化</p> <p>ア 一般競争入札、公募型指名競争入札等の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事について、不良・不適格業者の排除、適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大する。一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。</li> <li>公共工事以外の公共調達について、一般競争入札による調達を逐次拡大する。一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。</li> <li>公募型指名競争入札等による調達の割合に関する目標数値を定め、毎年度その実施状況を公表する。(平成16年度から5年間)</li> <li>特定建設工事共同企業体(特定JV)の結成の義務付けは原則として廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。</li> </ul>	<p>方針 2ア 別紙2-2</p> <p>方針 2ア 別紙2-2</p> <p>方針 2ア 別紙2-2</p> <p>方針 2ア 別紙2-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共調達について、一般競争入札による調達の割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含めた平成16年度の一般競争入札の実施状況について、各府省ごとに取りまとめを行い、ホームページにおいて公表(平成17年度以降の一般競争入札の実施状況についても、翌年度早期にホームページにおいて公表予定)</li> <li>公共調達について、公募型指名競争入札等による調達の割合(指名競争入札に付した件数に占める公募型指名競争入札等の件数の割合)に関する目標数値を定める等により、公募型指名競争入札等の受注意欲を反映した指名競争入札の拡大を推進〔「公共工事について平成20年度において約4割」(国土交通省)、「平成20年度までの目標値30%」(文部科学省)等]</li> <li>また、平成16年度の実施状況について、ホームページにおいて公表(平成17年度以降の実施状況についても、翌年度早期にホームページにおいて公表予定)</li> <li>平成18年度から予定価格が2億円以上の工事は基本的に一般競</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、各府省の行政効率化推進計画や「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」に基づき、一般競争入札や公募型指名競争入札の実施状況の公表等の取組を実施</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>争方式に移行し、2億円未満についてもできる限り導入に努めることとした「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」（平成18年2月24日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議決定）を決定・公共工事以外の入札についても、原則として、一般競争入札によることとした「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」を決定</p>	
イ 総合評価落札方式の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事において、技術や品質を含めた競争の促進を図る。特に、総合評価方式の実施に関する目標値を定めて、その採用を推進する。</li> <li>公共工事について、総合評価方式に関する情報の普及を図る。</li> </ul>	<p>方針 2ア 別紙2-2</p> <p>方針 2ア 別紙2-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各省庁は総合評価方式を拡充することとし、国交省の目標値（金額ベース50%超）を参考に平成17年度中に目標値を設定することとした「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、各府省の行政効率化推進計画や「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」に基づき、公共工事の入札に係る総合評価方式を拡充する等の取組を実施</li> </ul>
ウ 適切な競争参加資格の設定等	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。</li> <li>工事成績データベースを構築・活用する。</li> <li>民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。</li> <li>調達物の仕様を設定するに当たっては、限られた業者しか入札に参加できないこととならないよう一層徹底する。</li> </ul>	<p>方針 2ア 別紙2-2</p> <p>方針 2ア 別紙2-2</p> <p>方針 2ア 別紙2-2</p> <p>方針 2ア 別紙2-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを構築し、活用を推進。工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映（国土交通省等）</li> <li>公共工事以外の入札を実施するに当たっては、入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容とならないよう十分留意することとした「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、各府省の行政効率化推進計画や「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」に基づき、適切な競争参加資格の設定等の取組を実施</li> </ul>
エ 民間の技術力の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事について、VE方式・設計施工一括方式等を活用する。入札時VEの実施に関する目標値を定めて、その採用を推進する。</li> <li>大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前VEを実施する。</li> <li>公共工事について、独立行政法人等において民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう要請する。</li> </ul>	<p>方針 2ア 別紙2-2</p> <p>方針 2ア 別紙2-2</p> <p>方針 2ア 別紙2-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事について、VE方式・設計施工一括方式の活用を推進。特に、各府省ごとに入札時VEの実施に関する目標値を定めて、入札時VEの採用を推進〔「総発注金額の4割以上（平成17年度）」（国土交通省）、「昨年度以上の件数（平成17年度）」（法務省、農林水産省）等〕</li> <li>大規模かつ技術的な難易度の高い工事において、入札後契約前VEを試行（国土交通省、農林水産省）</li> <li>水資源機構などにおいて入札後交渉方式の活用を推進（国土交通省等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、各府省の行政効率化推進計画に基づき、公共工事における入札時VEの採用を推進する等の取組を実施</li> </ul>
オ 予定価格の適正な設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>インターネットなどを活用し、市場調査を幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。</li> <li>契約実績に基づき、工種別に単価設定を行う「ユニットプライス型積算方式」を試行する。</li> </ul>	<p>方針 2ア 別紙2-2</p> <p>方針 2ア 別紙2-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ユニットプライス型積算方式」については、平成16年度から試行に着手したところであり、試行結果を勘案しつつ平成17年度は順次試行を拡大（国土交通省）。その他の省庁においても、試行に向けて検討を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、各府省の行政効率化推進計画や「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」に基づき、「ユニットプライス型積算方式」の試行等の取組</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
カ 随意契約の適正な運用等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 随意契約による場合には、法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行う。</li> <li>・ 一定金額以上の随意契約案件について、各省のHPにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。</li> </ul>	方針 27 別紙2-2  方針 27 別紙2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共工事以外の入札を実施するに当たっては、予定価格のより一層の適正な設定に努め、また、不自然な入札結果の事後的・統計的分析を行うこととした「公共調達適正化に向けた取り組みについて」を決定</li> <li>・ 平成17年6月に行った計画の見直しにおいて、①随意契約のうち少額随契以外のものについては、各府省のホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する（公表対象範囲の拡大）ことや、随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなどその適正な履行の確保に努めること等を追加</li> <li>・ 平成17年度に公益法人等と締結されたすべての随意契約について点検し、その結果を中間報告し、さらに、平成18年6月を目途に「緊急点検結果の一覧表」及び「随意契約見直し計画」を作成、公表することとした「公共調達適正化に向けた取り組みについて」を決定</li> <li>・ 随意契約公表ゲートウェイを新設することや公益法人等との随意契約に係る決裁体制を強化する等随意契約の公表の充実等を行うこととした「公共調達適正化に向けた取り組みについて」を決定</li> </ul>	を実施  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後とも、各府省の行政効率化推進計画や「公共調達適正化に向けた取り組みについて」に基づき、随意契約の適正な運用等に向けての取組を実施</li> </ul>
キ 落札率1事案への対応等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一定金額以上の公共調達について、落札率を一覧表にして公表する。</li> <li>・ 市場調査を幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努める。(再掲)</li> <li>・ 参考見積は原則として複数の業者から徴収するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合、見積の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に努める。</li> <li>・ 調達物の仕様を設定するに当たっては、限られた業者しか入札に参加できないこととならないよう一層徹底する。(再掲)</li> <li>・ 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度公告入札を行う。</li> </ul>	方針 27 別紙2-2  方針 27 別紙2-2  方針 27 別紙2-2  方針 27 別紙2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各府省ごとに定める一定金額以上の公共調達について、平成16年度分の落札率を一覧表にして公表（平成17年度分についても翌年度早期に公表予定）</li> <li>・ 公共工事以外の入札を実施するに当たっては、入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容とならないよう十分留意することとした「公共調達適正化に向けた取り組みについて」を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後とも、各府省の行政効率化推進計画や「公共調達適正化に向けた取り組みについて」に基づき、一定金額以上の公共調達について落札率を一般競争入札と指名競争入札とに区分して公表する等の取組を実施</li> </ul>
ク 国庫債務負担行為の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コピー機、パソコン等の物品について、複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合は、国庫債務負担行為による複数年契約による。</li> </ul>	方針 27 別紙2-2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コピー機、パソコン等の物品のリース契約や、情報システムの開発等について、国庫債務負担行為による複数年契約を拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後とも、各府省の行政効率化推進計画に基づき、物品のリース契約や情報</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
ケ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約による。</li> <li>・徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。</li> <li>・電話料金の割引制度の活用を図る。</li> <li>・事務用品の一括購入を推進する。</li> <li>・電力供給契約の入札を実施する。</li> <li>・電子入札システムの活用を図る。</li> <li>・他の先進的事例を参考にE S C O事業導入の検討を進める。</li> </ul>	<p>方針 27 別紙2-2</p> <p>方針 27 別紙2-2</p> <p>方針 27 別紙2-2</p> <p>方針 27 別紙2-2</p> <p>方針 27 別紙2-2</p> <p>方針 27 別紙2-2</p> <p>方針 27 別紙2-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電力供給契約の入札などを実施し、経費を削減 －平成18年度予算における削減効果 ▲1,109,294千円 (財務省 ▲477,479千円、法務省 ▲330,594千円、警察庁 ▲135,099千円、総務省 ▲56,141千円、国土交通省 ▲48,328千円、農林水産省 ▲28,294千円、防衛庁 ▲18,975千円 等)</li> <li>・平成17年6月に行った計画の見直しにおいて、競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努めることを追加</li> <li>・「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」に基づき、電子入札の一層の活用に向けて必要な取組を実施</li> </ul>	<p>システムの開発等について国庫債務負担行為による複数年契約とする等の取組を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後とも、各府省の行政効率化推進計画や「公共調達の適正化に向けた取り組みについて」に基づき、「環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化」にも配慮しつつ、電力供給契約の入札等の取組を実施</li> </ul>
(3) 公共事業のコスト削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共工事コスト削減対策に関する新行動指針」に従い、総合的なコスト削減の取組を実施する。「公共事業コスト構造改革プログラム」により、コスト構造改革の取組を推進し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して、15%の総合コスト削減率を達成することを目標とする。</li> </ul>	<p>方針 27 別紙2-3</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業のコスト削減については、平成15年9月に「公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト削減率を達成することを目標とし、コスト削減に努めており、平成16年度における総合コスト削減率は、6.9% －平成16年度における削減効果 ▲3,355億円（関係府省等）</li> <li>○以下の施策を実施 (工事コストの低減) <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整地整備における他事業連携によるコスト削減</li> <li>・ハイブリッドケーソンの採用によるコスト削減</li> </ul> </li> <li>(ライフサイクルコストの低減（施設の品質の向上）) <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化塗装によるライフサイクルコストの低減</li> </ul> </li> <li>(事業の迅速化) <ul style="list-style-type: none"> <li>・プレハブ式下水処理場（POD）の採用によるコスト削減</li> </ul> </li> <li>(計画・設計から管理までの各段階における最適化) <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業用水路トンネル工事にTBM工法を採用</li> <li>・インターチェンジ形状の見直しによるコスト削減</li> <li>・CSG保護・遮水コンクリートの構造変更</li> <li>・現地発生材を利用し周辺環境に配慮した治山施設</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度においても、引き続き目標達成に向け、コスト構造改革に向けた施策を実施</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>(調達の最適化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施工数量を評価指標とする総合評価落札方式の試行</li> <li>・ ユニットプライス型積算方式の試行</li> </ul>	
<p>(4) 電子政府関係の効率化</p> <p>ア 業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「人事・給与等業務・システム最適化計画」に基づき、人事院等は平成16年度末までにシステムの主要な部分を整備するとともに、各府省は平成19年度末までに当該システムに順次更新することにより、業務の効率化と経費の削減を図る。</li> <li>・ 「共済業務・システム最適化計画」及び「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」に基づき、業務の効率化と経費の削減を図る。</li> <li>・ 災害管理、統計調査、研究開発管理等に係る業務・システムについて、平成17年度末までのできる限り早期に策定する最適化計画に基づき、業務の見直し、システムの共通化・一元化等を進め、業務の効率化と経費の削減を図る。最適化計画の策定に際し、業務処理時間や経費の削減効果を数値で明示する。</li> <li>・ 内部管理業務について、各府省で実施する効率化措置や定員削減等の目標を定めた合理化計画を可能な限り早期に策定する。</li> </ul>	<p>方針 27 別紙2-4</p> <p>方針 27 別紙2-4</p> <p>方針 27 別紙2-4</p> <p>方針 27 別紙2-4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各府省に共通する業務・システムについては、「人事・給与等業務」、「共済業務」、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務」、「行政情報の電子的提供業務及び電子申請等受付業務」、「災害管理業務」等の各業務・システム最適化計画を策定</li> <li>・ 旧式(レガシー)システム等個別府省の業務・システムについては、「登記情報システム」、「特許事務システム」、「気象資料総合処理システム」等の各業務・システム最適化計画を策定</li> <li>・ 平成17年度6月に行った計画の見直しにおいて、「各府省において、「オンライン利用促進対象手続」を定め、具体的利用促進措置等を定めた行動計画を策定し、業務の効率化を図る」とし、同見直しに基づき、「オンライン利用促進のための行動計画」を策定</li> <li>・ 各府省において、組織・業務の簡素化・合理化を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各業務・システム最適化計画に基づき、各府省において、システムの更新、業務の見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を実現</li> <li>・ 各業務・システム最適化計画に基づき、組織・業務の効率化・合理化を推進</li> <li>・ 各業務・システム最適化計画に基づき、業務やシステムの見直し等を進め、業務の効率化と経費の削減を実現</li> <li>・ 各業務・システム最適化計画に基づき、組織・業務の効率化・合理化を推進</li> <li>・ 「オンライン利用促進のための行動計画」を着実に推進し、業務の効率化を実現</li> <li>・ 引き続き、組織・業務の効率化・合理化を推進</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
イ 国家公務員給与の全額振込化	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家公務員給与の全額振込化を推進し、平成17年度末までに、原則として100%の実施を目指すとともに、定期的にフォローアップする。</li> </ul>	方針 27 別紙2-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>国家公務員給与の全額振込化については、各府省における給与の全額振込率が80.3%（平成16年1月）から、99.6%（平成17年9月）まで進ちよく</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き職員の協力を得つつ、山間・僻地等全額振込化が困難な地域を除き、各府省において原則として100%の実施を目指し取組を推進</li> </ul>
(5) アウトソーシング	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁舎管理等施設・設備等の管理業務、情報システムの管理業務、公用車の運転業務、ホームページの作成・管理業務、電話交換業務等についてアウトソーシングを一層推進するほか、各府省固有の事務・事業についても、積極的に推進し、効率化を図る。</li> </ul>	方針 27 別紙2-5	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省共通的に取り組む業務については、これまでの各府省の取組を踏まえ、着実に実施 【平成18年度予算に計上した業務委託額】 <ul style="list-style-type: none"> <li>施設・設備等の管理業務（庁舎の警備・清掃、公務員宿舎の管理人業務等） 防衛庁1,271,194千円、財務省967,748千円、経済産業省708,702千円、総務省431,381千円 など</li> <li>庁内LAN等管理業務 総務省308,508千円、外務省286,191千円、財務省285,577千円、国土交通省203,081千円 など</li> <li>ホームページの作成・管理業務 内閣官房720,549千円、外務省404,723千円、文部科学省254,357千円、総務省81,410千円 など</li> <li>電話交換業務 経済産業省70,384千円、厚生労働省57,070千円、外務省36,147千円、総務省25,026千円 など</li> </ul> </li> <li>主要な外部委託事業の平成18年度予算における削減効果は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>宮内庁 病院会計業務 ▲1,077千円</li> <li>公正取引委員会 地方事務所における総務関係業務 ▲1人</li> <li>防衛庁 給食業務、警備等 ▲18人</li> <li>法務省 矯正施設の総務系業務等 ▲1,413,173千円</li> <li>財務省 合同宿舎管理業務 ▲96,585千円 ▲191人</li> <li>経済産業省 郵便、宅急便等の受配業務 ▲3,680千円</li> <li>国土交通省 管制技術業務 ▲68人 航路標識の保守業務 ▲29,108千円 など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、行政効率化推進計画に沿ってアウトソーシングを推進し、効率化</li> </ul>
(6) IP電話の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信費の削減を図るため、IP電話について、費用面・技術面での動向を踏まえつつ、検討結果の見直しを毎年行い、順次導入を図る。</li> </ul>	方針 27 別紙2-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>通信費の削減を図るため、農林水産省及び特許庁は平成16年度から、財務省においては平成17年度からIP電話の導入を開始し、厚生労働省・環境省においては平成18年度にIP電話を導入すべく予算措置済。さらに、内閣府・内閣官房においては平成18年度からの導入を検討しており、文部科学省・金融庁においては平成20年1月の庁舎移転に向けて、導入を検討。それ以外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、PFIについて、効率化に資する取組を検討</li> <li>引き続き、PFIについて、効率化に資する取組を検討</li> <li>通信費の削減を図るため、毎年、検討結果の見直し・具体化を行い、IP電話の順次導入</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>の省庁についても、IP電話対応の交換機の導入を進めたり、技術面・費用面での動向を踏まえつつ、引き続き検討を実施するなど、IP電話の導入に向けて取組中</p> <p>－平成18年度予算における削減効果 (※IP技術の導入による通信料金等の削減を含む) ▲15,961千円 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>財務省 ▲1,332千円</li> <li>特許庁 ▲7,000千円</li> <li>農林水産省 ▲2,217千円※1</li> <li>国土交通省 ▲5,412千円※2</li> </ul> <p>※1 地方支分部局 ※2 一定割合の回線について中継網をIP化</p>	
(7) 統計調査の合理化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員配置等を含め、既存の統計を抜本的に見直す一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。</li> <li>・オンライン化、既存ネットワークシステムの活用等、業務・システムの最適化による統計調査の効率的な実施及び結果提供の高度化を図る。業務・システムの最適化について、平成17年度末までのできる限り早期に策定する「業務・システムの最適化計画」を踏まえ、取り組む。</li> <li>・民間委託が可能な分野について早急にアウトソーシングを進める。また包括的民間委託について積極的な導入を図る。民間委託になじまない事務について、独立行政法人統計センター等への委託を推進する。平成16年度中に作成する「民間委託に係るガイドライン」を踏まえ、アウトソーシングを更に加速する。</li> <li>・類似調査の一元化、調査客体数・調査回数・調査項目の削減等により、統計調査の効率的な実施を更に推進する。</li> </ul>	<p>方針 27 別紙2-7</p> <p>方針 27 別紙2-7</p> <p>方針 27 別紙2-7</p> <p>方針 27 別紙2-7</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時代に即応した内容の統計調査を効率的に実施し、その結果を利用しやすい形で国民に提供するため、次により国が行う統計調査の合理化を推進</li> </ul> <p>&lt;時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内水面養殖業経営調査等の廃止、加工食品生産統計調査等の全体調査内容の見直しによる調査経費の縮減</li> <li>－平成18年度予算における削減効果 ▲220,126千円 (農林水産省)</li> <li>・統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理化・効率化により、平成16年度末定員の4,312人を向こう5年間で約1,100人縮減することを目指し、平成18年度までに410人合理化するとともに、平成18年4月に、地方農政事務所と都道府県庁所在地にある統計・情報センターの統合と、統計・情報センター90か所を統合(農林水産省)</li> <li>・調査自体の廃止や調査周期の見直し等による合理化</li> <li>－平成18年度予算における削減効果 ▲13,141千円 (総務省、経済産業省、国土交通省の計)</li> </ul> <p>&lt;IT化による効率化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県との間の通信回線を一般公衆回線からLWAN回線に変更し、運用の効率化を推進</li> <li>－平成18年度予算における削減効果 ▲32,106千円 (経済産業省)</li> <li>・各種調査等のオンライン化による報告者負担や集計業務の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、時代に即応した内容の統計調査を効率的に実施し、その結果を利用しやすい形で国民に提供するため、行政効率化推進計画に沿って、国が行う統計調査の合理化を推進</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>－平成18年度予算における削減効果 ▲157,723千円 （総務省、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省の計）</p> <p>&lt;アウトソーシング&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統計調査の抜本的な見直しとこれに伴う業務の徹底的な合理化・効率化（一般から公募した統計調査員の活用等を含む）により、平成16年度末定員の4,312人を向こう5年間で約1,100人縮減することを目指し、平成18年度までに410人合理化（農林水産省）【再掲】</li> <li>・調査票発送、集計等業務の外部委託による事務効率化 －平成18年度予算における削減効果 ▲282千円（公正取引委員会、財務省の計）</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所や企業を対象とする「事業所・企業統計調査」（総務省所管）、「サービス業基本調査」（総務省所管）、「商業統計調査」（経済産業省所管）について、報告者負担の軽減及び調査事務の効率化を図る観点から、同時一元的に実施 －平成18年度予算における削減効果 ▲14,389千円（総務省）</li> <li>・類似調査の一元化等による賃金関係統計調査の見直し －平成18年度予算における削減効果 ▲54,731千円（厚生労働省）</li> </ul>	今後講ずることとしている措置
(8) 国民との定期的な連絡に関する効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税電子申告・納税システムの全国拡大により、納税者等の利便性の向上及び確定申告書の発送料金等の削減を図る。</li> <li>・年金見込み額及び年金加入状況の照会について、インターネットによる回答を可能とすることにより、郵便費用の軽減や回答の迅速化を図る。平成16年度中の実施を目指し検討する。</li> <li>・年金受給者の生存状況の確認を、住民基本台帳ネットワークへの照会などに変更することにより、郵便費用の軽減や事務処理の効率化を図る。平成18年度中の実施を目指し検討を進める。</li> </ul>	<p>方針 27 別紙2-8</p> <p>方針 27 別紙2-8</p> <p>方針 27 別紙2-8</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年度から開始した下記の取組について、以下のとおり実施</li> <li>①恩給受給者に対する恩給受給権調査（誕生日調査）について、平成16年度より毎年実施から隔年実施に変更し、さらに平成18年度より最適化計画の実施により廃止（総務省） －平成18年度予算における削減効果 ▲120百万円</li> <li>②国家公務員共済年金受給権者の再就職状況の確認について、年金保険者間での情報のやりとりによって行うことを可能に（財務省） －平成18年度予算における削減効果 ▲12百万円</li> <li>③口座振替の度に発行していた国民年金保険料に係る領収済通知書について、平成16年度において年1回にまとめて発行、平成17年度において廃止（納付額証明書に、領収に関する通知事項を記載）（厚生労働省） －平成18年度予算における削減効果 ▲5,275百万円</li> <li>・国税電子申告・納税システム（e-Tax）の全国拡大による利用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金受給者の確認（生存確認）について、現況届（はがき形式）の提出による確認から、住基ネットによる確認等に変更（平成18年度中に実施予定）（厚生労働省）</li> </ul>



事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>促進により確定申告書の発送料金等を削減（財務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－平成18年度予算における削減効果 ▲46百万円</li> <li>・厚生労働省ホームページ社会保険庁コーナーにおいて、55歳以上の者からの年金見込額及び年金加入状況の照会を受け付けているが、本人への郵送による回答に加え、平成17年1月末より、電子申請の仕組みを活用して本人確認を厳格に行いつつ、インターネットによる回答を可能とすることにより、郵便費用を軽減、回答を迅速化</li> </ul>	
(9) 出張旅費の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機を利用する際には、割引制度の情報の収集に努め、最大限の利用を図る。外国出張の際は、原則、割引航空運賃を利用する。上記内容を周知徹底し、出張旅費の効率的な使用を図る。</li> </ul>	<p>方針 2ア 別紙2-9</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努め、最大限に利用。特に、昨今の国際線における割引制度の発展に鑑み、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用</li> <li>・出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努力</li> <li>・割引航空運賃の利用による出張旅費の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>－平成18年度予算における削減効果 ▲462,406千円（全府省）</li> </ul> </li> <li>・テレビミーティングシステムの有効活用による出張旅費の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li>－平成18年度予算における削減効果 ▲177,037千円（法務省）</li> </ul> </li> <li>・被収容者に係る旅費の効率的な執行 <ul style="list-style-type: none"> <li>－平成18年度予算における削減効果 ▲195,645千円（法務省）</li> </ul> </li> <li>・会議日程の集約化等による出張日数及び出張人員の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>－平成18年度予算における削減効果 ▲7,537千円（財務省）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、割引制度の情報の収集に努め、最大限の利用を図る。特に外国出張の際は、原則、割引航空運賃を利用し、出張旅費を効率的に使用</li> </ul>
(10) 交際費等の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交際費は、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、職務関連性を一層厳しく確認する。</li> <li>・福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。</li> </ul>	<p>方針 2ア 別紙2-10</p> <p>方針 2ア 別紙2-10</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認</li> <li>・職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、適切な水準とするように努力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、交際費については職務関連性を一層厳しく確認し、福利厚生については民間との均衡を考慮しつつ、適切な水準とするよう努力</li> </ul>
2 フォローアップ等 [推進官庁] ・内閣官房	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省は、毎年予算案決定後、行政効率化推進計画の取組実績を国民に分かりやすい形で公表し、フォローアップを行う。</li> <li>・各府省は、平成18年度までを行政効率化の重点期間とし、毎年概算要求までに、それぞれ、「行政効率化推進会議（仮称）」を開催し、行政効率化推進計画について所要の見直しを行う。</li> </ul>	<p>方針 2イ</p> <p>方針 2ウ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年1月31日、平成18年1月31日に行政効率化関係省庁連絡会議を開催し、各府省より行政効率化推進計画等の取組実績について報告を受け、公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省は、平成19年度概算要求までに、それぞれ、「行政効率化推進会議」を開催し、行政効率化推進計画について所要の見直しを行う予定</li> <li>・各府省は、平成19年度政府予算案決定後、行政効率化推進計画等の取組実績を公表し、フォローアップを行う予定</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>各府省は、行政効率化関係省庁連絡会議に、各府省の行政効率化推進計画の見直し等を報告し、全省的な行政効率化に結びつける。なお、各府省の行政効率化推進計画の実施状況を踏まえ、必要な場合は、推進体制の更なる強化について検討する。</p>	<p>方針 2ウ</p>	<p>平成17年6月に行った計画の見直しにおいて、以下の2つの取組を関係府省に共通する主要な取組として新たに追加</p> <p>①国の広報印刷物への広告掲載 平成17年度より広報印刷物を広告媒体として活用することにより歳入を確保 —17年度広告収入実績の見込額 3,865千円 (平成18年2月現在)</p> <p>②環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化 (1) エネルギー使用量の抑制 ○冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底。夏季においては政府全体として軽装での執務を促進 ○OA機器、照明のスイッチの適正管理等により、エネルギー使用量を抑制 (2) 資源の節約 ○両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量を削減 ○必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進 ○廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の3Rを極力実施 —平成18年度予算における削減効果 (一部再掲) ▲2,839,652千円</p>	<p>①今後とも、行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、各府省の行政効率化推進計画に基づいた取組を実施</p> <p>②これまでに講じた措置を踏まえ、引き続き、環境にも配慮したエネルギー・資源利用の効率化を推進</p>

## X I 電子政府・電子自治体の推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
1 電子政府の推進 [推進官庁] ・総務省	・「電子政府構築計画」に盛り込まれた施策を着実に実施する。	方針 5(1)	・手続のワンストップ化、簡素化・合理化や業務・システムの効率化・合理化など、「電子政府構築計画」を着実に実施	・引き続き着実に実施
	・官房長又は局長クラスを情報化推進の統括責任者に指名するとともに、「行政情報化推進各省庁連絡会議(仮称)」を設置する。	大綱 IV-(4)	・平成13年3月に「行政情報化推進各省庁連絡会議」を設置。さらに、平成14年9月、これを発展改組し、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部の下に「各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議」(CIO連絡会議)を設置	・CIO連絡会議において、「電子政府構築計画」に基づき、国民の利便性・サービスの向上、情報通信技術を活用した業務改革を推進
	・電子政府の主要プロジェクトに関する所要経費や効果などを国民に分かりやすく明示するとともに、電子政府の進捗状況について、毎年度評価し、その結果をインターネットで公表する。	大綱 IV-(4)	・各府省において、毎年度、電子政府の主要プロジェクトの状況を公表。また、「電子政府構築計画」の進捗状況を高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に報告するとともに、インターネット等で公表	・各府省において、毎年度、電子政府に係る施策を政策評価の対象とし、その結果をインターネット等で公表 ・毎年度、「電子政府構築計画」の進捗状況をインターネット等で公表
(1) 国民の利便性・サービスの向上	・各府省において、年間申請件数の多い手続等を「オンライン利用促進対象手続」として定め、行動計画(アクション・プラン)を平成17年度末までのできる限り早期に策定し、公表する。	方針 5(1)	・オンライン利用促進対象175手続について、平成18年3月に「オンライン利用促進のための行動計画」を策定し、公表	・「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、オンライン手続の利用を促進
	・申請・届出等手続について、原則、平成15年度までにオンライン化を実現するため、平成12年度内に、関係省庁において、課題の解決のための具体的スケジュールと方策を策定する。	大綱 IV-(2)	・手続のオンライン化を実現する上で障害となる課題の解決とオンライン化に必要なシステムの整備を図るとともに、平成13年6月及び平成14年7月にアクション・プランを見直し、その結果を各府省のホームページで公表	
	・各省庁は、平成13年春から夏にかけて、現行アクション・プランを見直し、新たなアクション・プランを策定する。	大綱 IV-(2)	・平成15年2月に「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を施行	
	・手続のオンライン化に併せ、事務処理手続の電子化を推進する。	大綱 IV-(2)	・平成17年3月までに、国の行政機関が扱う申請・届出等手続の96%(約1万4,000件)をオンライン化	
	・オンライン化困難なものは、ホームページに明示する。	大綱 IV-(2)		
	・ノンストップサービス化、ワンストップサービス化を推進する。	方針 IV-(2)	・各府省において、電子申請システムの24時間365日受付に向けた取組を推進 ・電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用した手続のワンストップサービスの仕組みの整備を推進	・電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用した手続のワンストップサービスを平成18年4月に開始予定
	・行政手続に関する総合窓口システムを整備し、平成13年度から運用を開始する。	大綱 IV-(2)	・e-Govに全府省の申請・届出等の行政手続関係情報を横断的・総合的に検索できる機能を整備し、平成13年4月から運用 ・平成16年1月から、フリーキーワードによる検索に加え、個人・企業、ライフイベント(結婚、就職など)で検索できるよう利便性を向上	・引き続き、e-Govを着実に運用するとともに、利用者の意見・要望を踏まえ、必要な改善を検討
・輸出入及び港湾諸手続などの特定分野のワンストップサービスの範囲の拡大を推進する。その他の分野も積極的に取り組む。	大綱 IV-(2)	・平成17年11月のFAL条約(1965年の国際海上交通の簡易化に関する条約)発効に併せて、関係府省は、入港届等の様式をFAL条約に定められている簡素な様式に統一するとともに、シング	・「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成20年10月より府省共通ポータ	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<ul style="list-style-type: none"> <li>ルウィンドウによる電子申請についても入力項目を簡素化</li> <li>平成17年12月に「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」を策定</li> <li>自動車保有関係手続については、平成17年12月から東京都、神奈川県、愛知県、大阪府において新車の新規登録(型式指定車)のワンストップサービスを開始</li> <li>化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく少量新規化学物質に関する届出(厚生労働省、経済産業省及び環境省共管)について、平成13年度から、オンラインによる場合、経済産業省に届け出れば有効となるワンストップサービスを開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ルを実現</li> <li>自動車保有関係手続のワンストップサービスについて、平成20年までに全国、全手続への拡大を目標</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間申請件数の多い手続等で、オンライン化未実施・一部未実施のものについて、できるだけ早期に全国的なオンラインサービスを実現する。</li> </ul>	方針 5(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年3月末までに商業・法人登記のオンライン申請が可能な登記所を111庁に拡大</li> <li>平成18年3月末日までに不動産登記のオンライン申請が可能な登記所を115庁に拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインの利用状況等も踏まえ、全国的なオンラインサービスの早期実現に向けた取組を推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業を対象とした手続は基本的にオンライン利用されるよう、周知、要請等を行う。</li> </ul>	方針 5(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部府省で関係団体等に対する説明会等を実施し、オンライン利用を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省において、ホームページによる周知や関係団体等を通じた要請を実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府調達手続について、非公共事業関係は平成15年度末までに、公共事業関係は、国土交通省においては、平成13年度までに一部直轄事業、平成16年度までに全ての直轄事業の電子化を図る。他の公共事業関係省庁も、速やかに電子化を図る。</li> </ul>	大綱 IV-(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>非公共事業関係については、全府省において平成15年度末までに電子入札システムを導入</li> <li>公共事業関係についても、国土交通省において平成13年10月から一部の直轄事業で電子入札システムを導入し、平成15年度末までに関係府省で対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省及び各府省等は、政府調達における契約の電子化を推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度から、国税の一部税目についてインターネット等による申告を可能とするなど国庫金事務の電子化を推進する。</li> </ul>	大綱 IV-(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年12月から国税還付金の振込手続を電子化</li> <li>歳出金の振込の電子化については、平成15年4月から官庁会計事務データ通信システム(ADAMS)と日本銀行をオンラインにより接続し、支払情報を電子化</li> <li>平成16年1月から、各種行政手数料など国の歳入金等を電子納付できるよう措置</li> <li>所得税、法人税等国税の電子申告・納税について、平成16年6月から全国でサービス開始</li> <li>平成18年1月から電子申告・納税の利用開始手続のオンライン化を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>磁気テープ交換により行っている国税還付金の振込手続について、平成18年9月から国税庁と日本銀行との間でオンライン化し、納税者の預貯金口座への振込を迅速化</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政情報の電子的提供に関する基本的考え方を平成12年度中に取りまとめ、これに基づき、各省庁は所要の措置を講ずる。全省庁のホームページの総合窓口システムを整備し、平成13年度から運用を開始する。地理情報等の電子的提供を推進する。</li> <li>「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方(指針)」に基づき、提供する情報内容を充実するとともに、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報提供等を推進する。</li> </ul>	大綱 IV-(2)  方針 5(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政情報の電子的提供に関する基本的な考え方(指針)」を平成13年3月に策定(平成16年11月改定)。これに沿って、各府省において、アクセシビリティを考慮しつつ、ホームページによる提供情報の充実等を推進</li> <li>総務省において、「電子政府の総合窓口」(e-Gov)を平成13年4月から運用開始</li> <li>総務省において、統計データ・ポータルサイトを構築し、平成16年1月から運用開始</li> <li>「GISアクションプログラム2002-2005」に基づき、地理情報の所在情報が一元的に検索できる地理情報クリアリングハウスを</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き行政情報のインターネット等による提供の充実等を推進</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関内の各種情報について、積極的にデータベース化を行うとともに、原則、国民、企業へのオープン化を図る。各省庁は、行政文書ファイル管理システムを平成12年度中に整備し、総務省は、各省庁の行政文書ファイル管理簿を横断的に検索できる総合行政文書ファイル管理システムを整備し、平成13年度から運用を開始する。</li> <li>「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」等の施行状況等の検討を行い、平成17年3月を目途に結論を得て速やかに措置を講ずる。反復継続的に開示請求が見込まれるものは、積極的に電子的提供を図る。</li> <li>指定法人の情報公開の在り方の検討を行う。</li> <li>「特殊法人等の情報公開制度の整備充実に関する意見」に沿って立案作業を進め、所要の法律案を次期通常国会に提出する。その際、情報提供制度について、法人の組織、業務、財務に関する基礎的情報、評価・監査等の提供すべき情報の内容をできる限り明確にした制度とする。</li> <li>身近な場所に端末機等を配備して行政手続の電子的サービスを提供したり、機器、システム、ソフトの改善を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大綱 IV-(3)</li> <li>方針 5(1)</li> <li>大綱 I-5(3)</li> <li>大綱 I-1(3)</li> <li>大綱 IV-(4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用するなど、各府省において、地理情報の電子的提供を推進</li> <li>各府省において、法令、通達、白書、統計情報等のデータベース化を進め、ホームページで提供するとともに、e-Govにおいて、国民等が各種データベースに容易にアクセスできるよう措置</li> <li>各府省の行政文書ファイル管理簿を一元的・横断的に検索できる総合行政文書ファイル管理システムを整備し、平成13年4月から運用開始</li> <li>平成16年4月から「情報公開法の制度運営に関する検討会」を開催し、有識者による専門的な検討を行い、平成17年3月末にその結果を公表。これを受けて、通知の発出、各省申し合わせの策定、政令の改正等を実施</li> <li>「指定法人等の情報公開の在り方に関する研究会」において、理論的課題等の解決に資するための検討等を実施し、報告を取りまとめ</li> <li>「情報公開法の制度運営に関する検討会」において、指定法人の情報公開も含め検討を実施し、報告を取りまとめ</li> <li>「独立行政法人等情報公開法案」を平成13年3月、第151回通常国会に提出。同年11月、第153回臨時国会にて成立。なお、提供するものとされている情報の内容については、同法第22条及び政令で規定</li> <li>各府省において、各種行政情報の閲覧等が可能な端末機器を、地方支分部局、空港ターミナル等に設置。これら端末機器は、タッチパネル方式の採用等により使いやすさにも配慮</li> <li>総務省において、高齢者・障害者等にも使いやすいホームページの普及に向け、ホームページの問題点を点検するシステムの開発等を行ったほか、高齢者・障害者向けの通信・放送サービスの研究開発等を行う民間企業などへの支援を実施</li> <li>経済産業省においても、高齢者・障害者が使いやすい情報通信機器・システムの開発・普及の支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省において、既存のデータベースのデータ内容の充実・拡充を図るとともに、各種情報についてのデータベース化、オープン化を推進</li> <li>情報公開法の適切かつ円滑な運用の確保</li> <li>すべての国民が等しく情報通信技術の利便性を享受できるようにするため、誰もが使いやすい機器の改善等情報通信技術の利用環境の整備を引き続き推進</li> <li>ホームページのアクセシビリティ対応を順次実施</li> </ul>
(2) 業務・システムの最適化(効率化・合理化)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省の業務・システムの最適化計画を平成17年度末までのできる限り早期に策定するとともに、可能な限り早期に最適化を実施し、業務処理時間や経費の削減などの効果を上げる。</li> <li>人事・給与等の各業務について、情報システムの統一化等を図るとともに、積極的に外部委託を図る。旧式(レガシー)システムについて、システム構成、調達方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>方針 5(1)</li> <li>方針 5(1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最適化対象の業務・システムのうち、76分野について最適化計画を策定</li> <li>最適化対象の業務・システムとして新たに7分野を追加</li> <li>人事・給与等業務については平成16年2月に、共済業務については平成16年7月に、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務については平成16年9月に、それぞれ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>追加された業務・システムについて、最適化計画を策定する等、最適化を推進</li> <li>人事・給与等の各業務について、各最適化計画に沿って、情報システムの統一化、外部委託等により最適化を実施</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>法等の見直し等により、大幅な費用低減及び業務運営の合理化を図る。</p>		<p>CIO連絡会議で最適化計画を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各最適化計画に基づき、システムの一元化・共通化、外部委託などを推進</li> <li>旧式(レガシー)システム(36システム)については、関係府省において、平成15年7月に「レガシーシステム見直しのための行動計画(アクション・プログラム)」を策定し、同計画に基づき、平成16年度末までに刷新可能性調査を実施し、平成17年6月までに見直し方針を、平成18年3月までに最適化計画を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事・給与等業務については、平成19年度末までに各府省において標準システムである人事・給与関係業務情報システムを導入</li> <li>共済業務については、共済組合が共同で平成18年度末までに共済組合事務システムを開発し、人事・給与関係業務情報システムの導入時期を勘案し、平成20年度を目処に共済組合事務システムを導入</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>CIO連絡会議の下、総務省が中心となって、最適化実施に関する指針及び最適化実施の評価に関する指針を平成17年度中に策定する。各府省(府省共通及び一部関係府省業務・システムは担当府省)は、これらに沿って、最適化の実施・評価を行う。</li> </ul>	方針 5(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省において、平成18年3月に、最適化実施に関する指針及び最適化実施の評価に関する指針を含む最適化指針を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省において最適化指針に沿って最適化を実施・評価</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>CIO連絡会議の下、総務省が、各府省が策定する最適化計画を確認し必要な調整を行うとともに、最適化の実施状況及び最適化実施の評価状況のモニタリングを行う。制度官庁は、最適化計画やその実施状況等を予算や組織・定員管理等に活用する。</li> </ul>	方針 5(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省において、最適化計画を確認し必要な調整を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省における最適化の実施状況及び最適化実施の評価状況をモニタリング</li> <li>今後策定される最適化計画について、引き続き必要な調整を実施</li> <li>制度官庁において、最適化計画やその実施状況等を予算や組織・定員管理等に活用</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管府省は、国の取組に準じて、主要業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定と実施を独立行政法人の中期目標に盛り込む等の措置を講ずる。</li> </ul>	方針 5(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>所管府省において、独立行政法人の中期目標に最適化計画の策定を盛り込む等の措置を一部実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人の中期目標の設定、変更時に、主要業務・システムに係る監査の実施、刷新可能性調査の実施、最適化計画の策定と実施を盛り込む等の措置を実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部事務の過半について、平成14年度までにペーパーレス化の実現を図る。制度官庁等は、平成14年度までに講ずべき措置について結論を得て、平成15年度末までに実施に移す。人事院、会計検査院に関連するものも、積極的な対応を要請する。</li> </ul>	大綱 IV-(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省において、実施計画に沿って行政事務のペーパーレス化(電子化)を推進し、取組の最終年度である平成14年度には、各府省共通でペーパーレス化すべき57事務の約95%(国会関係情報、庁舎管理事務連絡、会議開催通知等)をペーパーレス化(一部電子化を含む)</li> <li>人事院及び会計検査院においても各府省と同様の取組を実施</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国の行政機関における情報システム関係業務の外注実施ガイドライン」に沿って、積極的に外注を推進する。</li> </ul>	大綱 IV-(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国の行政機関における情報システム関係業務の外注の推進について」に基づき、システム化に関する調査分析、設計・開発、運用管理、監査等についての外部委託を実施するなど、各府省において外注の取組を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各府省において、引き続き情報システム関係業務の外注を推進</li> </ul>
2 電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な申請・届出等手続についてのオンライン化を推進するために引き続き必要な支援を行う等、行政手続</li> </ul>	方針 5(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地方公共団体における申請・届出等手続に関する汎用受付システムの基本仕様(第二版)」を策定し、地方公共団体に提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適宜必要に応じて支援を実施</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
[推進官庁] ・総務省	のオンライン化に係る地方公共団体の取組を一層促進する。		・申請・届出、入札、歳入、地方税の申告手続等の電子化の推進について地方財政措置を実施	
	・電子自治体業務の標準化・共同化など業務改革を推進するとともに、電子自治体業務の共同処理センターの運用の「共同アウトソーシング」を推進する。各地方公共団体は共同アウトソーシングの推進等による効率的な電子自治体の構築を推進する。	方針 5(2)	・共同処理センターにおいて活用する電子申請等の各種アプリケーションを開発 ・共同処理センターの設置に対する地方財政措置（地域活性化事業債を活用したスキーム）を実施	・引き続き各種アプリケーション開発を実施するとともに、当該アプリケーションの地方公共団体への提供等を実施することにより共同アウトソーシングを推進
	・地方公共団体を相互に接続する総合行政ネットワークの平成15年度までの構築を要請する。また、速やかに霞が関WANとの接続を図る。	大綱 IV-(5)	・平成14年度より霞が関WANと総合行政ネットワークとの接続を開始 ・平成15年度末にすべての地方公共団体が総合行政ネットワークに参加	
	・平成12年度に地方公共団体の組織認証システムの検討を行い、平成15年度までの構築を要請する。	大綱 IV-(5)	・平成18年2月23日現在における組織認証基盤の構築状況 都道府県：47団体（100%） 市区町村：2,021団体（64.7%）	・今後も可能な限り早期に市区町村における構築を実現するよう、要請していく予定
	・地方公共団体による個人認証システムについて、平成15年度までの運用開始を目指し、その構築に向けた検討を行う。	大綱 IV-(5)	・平成16年1月29日より公的個人認証サービスの提供開始	・各府省庁所管のオンライン手続において、できる限り早期に、公的個人認証サービスの利用を開始するとともに、地方公共団体に対しても必要な支援を行う等その取組を促進
・国は、地方公共団体が処理する申請・届出等のオンラインによる実施を可能とするため、環境整備を推進する。自治事務等のオンライン化は、政府の取組方針を平成12年内に策定する。	大綱 IV-(5)	・平成14年7月に各府省において、申請・届出等手続以外の手続についても対象とする「行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」を策定	・適宜必要に応じて支援を実施	
3 電子政府・電子自治体の共通基盤の利活用の推進 [推進官庁] ・総務省	・各府省庁所管のオンライン手続において、できる限り早期に、公的個人認証サービスの利用を開始するとともに、地方公共団体に対しても必要な支援を行う等その取組を促進する。	方針 5(3)	・各府省の電子申請システムについては、公的個人認証サービスに一部対応 ・平成18年2月1日現在、45都道府県と一部の市区町村における各種手続において公的個人認証サービスに対応	・引き続き、各府省における公的個人認証サービスの利用を推進。電子政府の総合窓口（e-Gov）に整備する電子申請の窓口など、公的個人認証サービスへの必要な対応を推進 ・地方公共団体に対して、引き続き公的個人認証サービスに対応した電子申請システムを整備するよう、働きかけを実施
	・住民基本台帳ネットワークシステムの利活用を促進する。また、住民基本台帳カードの多目的利用を促進し、普及に努める。	方針 5(3)	・国の行政機関等に対して、住基ネット利用の働きかけを行い、平成18年10月から社会保険庁の国民年金・厚生年金事務における、年金受給者の現況届の省略に住基ネットを活用する方向で調整中 ・また、全市区町村を対象にした住基カード多目的利用検討のための研修を通じて、住基カードの普及・促進。さらに平成17年度には住民基本台帳カードの利活用等に関する検討会を開催	・国の行政機関等に対して、引き続き住基ネット利用の働きかけを行うとともに、都道府県条例による住基ネット利用についての事例を広く周知するなど、利用を促進 また、住基カードの多目的利用については、住民基本台帳カードの利活用等

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>・国の行政機関と地方公共団体との間のネットワークは、原則霞が関WAN・総合行政ネットワーク(LGWAN)を活用し、国・地方を通じた行政情報の共有化、業務の効率化を推進する。</p>	方針 5(3)	<p>し、市町村において住基カードの多目的利用を促進</p> <p>・国と地方公共団体とを個別に接続したネットワークを利用するシステムのうち20システムについては、霞が関WAN・LGWANを活用</p> <p>・また、上記以外の霞が関WAN・LGWANを利用していないシステムについて、上記協議会の検討も踏まえつつ、各府省において当該システムに係る業務・システムの最適化計画、府省内ネットワークの最適化計画又は同システムの次期更新計画等において費用対効果等の観点から霞が関WAN・LGWANの活用について検討</p> <p>・地方公共団体及びLGWAN運営協議会に対し、保健所、一部事務組合等のLGWAN未接続機関について、本庁舎との庁内LANの整備、LGWANの加入等必要な措置について検討を依頼</p> <p>・「電子行政推進国・地方公共団体協議会において、各府省が個別に地方公共団体と接続しているネットワークの実態について調査（府省ネットワーク調査）を実施。霞が関WAN・LGWANを利用する上での課題等を整理し、課題解決に向け関係機関に各種検討を要請</p> <p>・国の機関と地方公共団体間の円滑なデータ共有を図るため、霞が関WAN・総合行政ネットワークを活用した、連携ワークフロー・連携文書管理についての調査研究を実施</p>	<p>に関する検討会の報告書を周知するなど、引き続き利用を促進</p> <p>・霞が関WAN・LGWANの活用を検討しているシステムについて、最適化計画又は次期更新計画等の実施時において、活用のための必要な措置を実施</p> <p>・府省ネットワーク調査のフォローアップを実施</p>
<p>4 情報セキュリティ・個人情報保護対策の推進 [推進官庁] ・内閣官房 ・総務省</p>	<p>・「各府省庁の情報システム及びその運用に関する安全基準」を策定し、情報セキュリティに関する政府の基本方針を明確に示すこととし、各府省庁の情報セキュリティの水準の斉一的な引き上げを図り、行政事務の円滑かつ適正な遂行に努める。</p> <p>・各省庁が平成12年中に策定する情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ対策の一層の充実・強化を進める。</p> <p>・電子政府の基盤法制である行政機関個人情報保護法等の適切かつ厳格な運用を行う。このため、各行政機関は、保有個人情報の適切な管理に関する規程等を整備するなど必要な措置を講ずる。各独立行政法人等も、同様に取り組む。総務省は、法の施行状況について報告を求めること等により、適正な運用の確保を図る。</p>	<p>方針 5(4)</p> <p>大綱 IV-(4)</p> <p>方針 5(4)</p>	<p>・平成16年12月に情報セキュリティ政策会議において、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を決定。これに基づき、各府省庁において当該省庁の情報セキュリティポリシーを改訂中</p> <p>・各行政機関及び各独立行政法人等においては、保有個人情報の適切な管理に関する規程等の整備や職員への教育研修などの必要な措置を実施</p> <p>・総務省は、法の適正な運用を確保するため、行政機関に対して、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に当たって(通知)」の発出等を実施</p>	<p>・今後は、各省庁において新たな情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ対策の徹底に努めるとともに、その内容を自己点検</p> <p>・内閣官房においては、各府省庁の対策状況を、政府機関統一基準に基づき、必要な範囲で検査し、評価。これをもとに政策会議が行う勧告も踏まえ、政府機関統一基準等の改善を行い、政府全体としてのPDCAサイクル(Plan・Do・Check・Actサイクル)を確立</p> <p>・各行政機関及び各独立行政法人等は、保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるなど、法を適切かつ厳格に運用</p> <p>・総務省は、法の施行状況について報告を求める等により、法の適正な運用を確保</p>



## X II 地方分権

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
1 市町村合併の推進 [推進官庁] ・総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。</li> </ul>	大綱Ⅱ-(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村合併は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧法」という）の期限である平成17年3月末までに、関係者の努力により相当の成果を上げてきたところ。平成11年4月より旧法の経過措置期限である平成18年3月末までの間に、全国で6割以上の市町村が合併し、3,232あった全国の市町村数が1,821まで減少</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）の期限である平成17年3月末までに十分な成果が挙げられるよう、市町村合併をより一層強力に推進する。</li> </ul>	大綱Ⅱ-(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村合併は、旧法の期限である平成17年3月末までに、関係者の努力により相当の成果を上げてきたところ。平成11年4月より旧法の経過措置期限である平成18年3月末までの間に、全国で6割以上の市町村が合併し、3,232あった全国の市町村数が1,821まで減少</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方制度調査会の答申（平成12年10月25日）及び地方分権推進委員会の意見（平成12年11月27日）を踏まえ、住民投票の制度化を図ることとし、市町村の合併の特例に関する法律の改正案を次期通常国会に提出すべく、関係団体の意見聴取等、諸般の準備を進めるものとする。</li> </ul>	大綱Ⅱ-(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年に旧法を改正し、合併協議会に係る住民発議制度を拡充し、住民投票制度を導入。この制度は、平成17年4月より施行された市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年5月26日法律第59号。以下「新法」という）にも引き続き規定</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>与党行財政改革推進協議会における「市町村合併後の自治体数を1000を目標とする」という方針を踏まえて、以下のとおり、引き続き自主的な市町村合併を積極的に推進し、行財政基盤を強化する。                (7) 現行合併特例法律の経過措置規定の適用期限内にできる限り市町村合併を進めるよう強力に推進する。                (イ) 現行合併特例法が失効する平成17年4月以降においては、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に基づく措置を有効に活用し、引き続き市町村合併を強力に推進する。</li> </ul>	方針8(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村合併について、以下の取組を実施                (7) 市町村合併は、旧法の期限である平成17年3月末までに、関係者の努力により相当の成果を上げてきたところ。平成11年4月より旧法の経過措置期限である平成18年3月末までの間に、全国で6割以上の市町村が合併し、3,232あった全国の市町村数が1,821まで減少                (イ) 平成17年4月以降、引き続き新法の下で市町村合併を積極的に推進。平成17年5月には総務大臣の指針を出し、新法下での合併推進の考え方を提示。平成17年8月には政府・市町村合併支援本部において関係省庁の連携により、政府を挙げて市町村合併を支援していくこととした「新市町村合併支援プラン」を決定。新法の下で既に1件の合併が実現し、また、今後1件の合併が決定、さらに1件の合併が確実となっているところ。この外にも全国で法定協議会設置の動きが発起</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き新法下でも積極的に市町村合併を推進</li> </ul>
2 地方行革の推進全般 [推進官庁] ・総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主的・主体的な行政改革が推進されるよう、引き続き地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の先進的な取組事例についての紹介に努める。また、地方公共団体の行政評価への取組を促進する</li> <li>社会経済情勢の変化を踏まえ更に積極的な取組を促進するため、以下の事項をはじめとする行政改革推進のための新たな指針を平成16年度末までに策定する。                (7) 地方公務員全般にわたる定員管理及び給与の適正</li> </ul>	大綱Ⅱ-(5)  方針8(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>新地方行革指針に基づき、民間委託等の推進や指定管理者制度の活用、定員管理・給与の適正化、行政評価の活用など、各般の行政改革に積極的に取り組むよう、地方公共団体に対し、各種会議や通知等を通じて機会あるごとに要請</li> <li>民間委託等の推進や指定管理者制度の活用、定員管理・給与の適正化などの具体的な取組を明示した「集中改革プラン」の平成17年度中の公表に向けた各地方公共団体の積極的な取組を促進するため、平成17年6月に説明会を開催し、総務省が平成18</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省においては、新地方行革指針に基づき、地方公共団体が、行政改革推進のためのPDCAサイクルを確立し、不断に行政改革に取り組むよう、地方公共団体に要請</li> <li>地方公共団体の改革の推進状況についてフォローアップを行い、助言・情報提供等を行うとともに、優良事例につ</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>化の一層の推進等</p> <p>(イ) 民間活力を最大限活用した民間委託等の推進</p> <p>(ウ) 指定管理者制度の積極的活用</p> <p>(エ) 第三セクターの抜本的な見直し</p> <p>(オ) 地方公営企業の経営健全化等の推進</p> <p>(カ) 電子自治体の推進</p> <p>(キ) 行政評価制度の効果的・積極的な活用</p> <p>(ク) 公正の確保と透明性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人事行政運営の状況、民間委託等の実施状況、財務状況などについて、住民等にわかりやすい形での公表を一層推進するよう地方公共団体に要請するとともに、地方公共団体の行政改革に関する取組状況を平成17年度から順次公表し、優良事例についても幅広く周知を図る。</li> <li>地方公共団体の効率的な運営を促進し、客観的な指標により経営努力に応える地方交付税の算定を実施する。</li> <li>地方公共団体の行政改革を阻害する要因となる国の制度・施策については、不断の見直しを行うものとする。</li> </ul>	<p>方針 8(2)</p> <p>方針 8(2)</p> <p>方針 8(2)</p> <p>方針 8(2)</p>	<p>年度早期にヒアリングをする際のヒアリング項目案を示すなど、各種会議等を通じて機会あるごとに公表に向けた取組を要請。また、平成17年秋には集中改革プランの公表に向けた作業の進ちょく状況をヒアリングするとともに、同年12月には各団体の公表予定時期等を公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「行政改革の重要方針」を踏まえ、総務大臣から全国の首長及び議会議長宛てに「地方行革の推進に関する大臣書簡」を发出するとともに、自治行政局長通知及び公務員部長通知を发出し、より一層積極的に改革に取り組むよう、地方公共団体に要請</li> <li>地方公務員の給与・定員等の状況について、団体間の比較が可能な給与情報等公表システムの構築に向け、平成17年8月29日付け総務事務次官通知等により要請し、平成18年3月に運用を開始</li> <li>主な重要指標に関する類似団体との比較結果を分かりやすく図示・分析した平成16年度決算に係る財政比較分析表について、平成17年6月22日付け自治財政局長通知により作成・公表等を要請し、都道府県及び政令指定都市分については総務省ホームページに掲載するとともに、各市区町村分については各都道府県ホームページに掲載した上で総務省ホームページから参照できるようにすることにより、平成18年3月末に総務省ホームページ上で全団体の財政比較分析表を公表</li> <li>地方公共団体における民間委託の推進や指定管理者制度の活用、行政評価の活用を始めとする代表的な行政改革の取組事例を取りまとめた「行政改革事例集」を作成（平成17年11月）し、地方公共団体に周知</li> <li>地方公共団体に徹底した行革の推進が求められていることから、平成17年度から歳出削減及び徴税強化の取組みを反映する算定を実施</li> </ul>	<p>いて広く周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新地方行革指針に基づき、各地方公共団体が平成17年度中に公表する集中改革プランについて、総務省において平成18年度早期にヒアリングを行い、取りまとめた上、団体間で比較可能な形で公表する予定</li> <li>団体間の比較を可能とする、給与情報等の公表システムや財政状況の公表システムを積極的に活用</li> <li>行革努力による地域振興への取組強化に伴い、地域振興関係経費について、行革の実績を示す指標に応じた算定を実施</li> </ul>
<p>3 国と地方の役割分担の在り方と地方税財源の充実確保</p> <p>[推進官庁]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務省</li> <li>財務省</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ、地方分権推進委員会における審議も踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</li> <li>「地方分権推進計画」及び「第2次地方分権推進計画」の着実な実施とそのフォローアップを図りつつ、国と地方の役割分担に応じた国庫補助負担金の整理合理化、国の事務事業の移譲、直轄事業負担金の見直しを含めた改善、暫定的な法定受託事務の整理等、地方分権の本格的推進に向けた国と地方の役割分担の見直しを推進する。</li> </ul>	<p>大綱 II-(2)</p> <p>大綱 II-(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年5月19日に合併関連3法が成立し、旧合併特例法に経過措置を講じるとともに、合併新法を制定し、引き続き市町村合併を推進。また、都道府県の自主的合併手続等の整備、地域自治区制度の創設等を内容とした地方自治法の改正を実施</li> <li>第28次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方の自主性・自律性の拡大を図るための措置、議会制度の見直し及び中核市制度の見直し等を内容とする「地方自治法の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）国会に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地方にできることは地方に」との原則に基づき、引き続き、地方分権を推進</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権推進委員会の意見を踏まえ、法令において権利義務規制に係る事項に関し地方公共団体の規則等に委任しているものについて、原則として条例に委任することを内容とする関係法律の改正を一括法案として次期通常国会に提出すべく準備を進める。</li> <li>地方の歳出規模と地方税収入との乖離をできるだけ縮小するという観点に立って、課税自主権を尊重しつつ、地方税の充実確保を図る必要からの、地方公共団体の安定的な財政基盤の確立に資する、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系の構築を推進する。</li> <li>地方税財源の充実確保については、地方公共団体の財政面における自己決定権と自己責任をより拡充することを基本とする。</li> <li>また、これに当たっては、国の財政・税制と深く関わるものであることから、国庫補助負担金や地方交付税を含めた国・地方を通ずる行財政制度のあり方を見直し、改革することが必要である。</li> <li>国と地方の役割分担を踏まえつつ、今後景気が本格的な回復軌道に乗った段階において、国と地方の税源配分のあり方についての検討は、国・地方を通ずる財政構造改革の議論の一環として取り組む。</li> <li>財政投融资制度の改革の趣旨を踏まえつつ、地方公共団体が社会資本の整備を着実に推進できるよう必要な地方債資金を確保するとともに、平成18年度に実施することとしている協議制度への移行を着実に進める。</li> </ul>	<p>大綱Ⅱ-(2)</p> <p>大綱Ⅱ-(2)</p> <p>大綱Ⅱ-(2)</p> <p>大綱Ⅱ-(2)</p> <p>大綱Ⅱ-(2)</p> <p>大綱Ⅱ-(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年1月1日に「地方自治法等の一部を改正する法律」施行</li> <li>平成15年4月1日に「地方分権の推進のための条例に委任する事項の整理に関する政令」施行</li> <li>三位一体の改革については、以下のとおり取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国庫補助負担金改革 <ul style="list-style-type: none"> <li>○既決定分 3兆8,553億円</li> <li>○平成18年度新規決定分 8,108億円</li> <li>（うち、税源移譲に結びつく改革 6,544億円</li> <li>合 計 4兆6,661億円</li> </ul> </li> <li>■ 税源移譲 <ul style="list-style-type: none"> <li>○平成18年度税制改正で、所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲を実施（平成19年分所得税、平成19年度分個人住民税から）</li> <li>○平成18年度は移譲額の全額を所得譲与税で措置（3兆94億円）</li> </ul> </li> <li>■ 地方交付税改革 <ul style="list-style-type: none"> <li>○総額の大幅な抑制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制（平成16～平成18年度） ▲5.1兆円</li> </ul> </li> <li>○主な制度の改革等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政改革インセンティブ算定」の創設・拡充</li> <li>・財政力格差拡大への適切な対応（税源移譲分を基準財政収入額へ100%算入（当面の措置））</li> <li>・不交付団体の増加 <ul style="list-style-type: none"> <li>人口割合（市町村）平成12年度11.5% → 平成17年度18.4%</li> <li>等</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>地方債資金については、平成18年度地方債計画において、都道府県及び政令指定都市を中心に、市場公募地方債の拡大などによる市場化の一層の推進と公的資金の縮減・重点化を引き続き図るとともに、各地方公共団体の資金調達能力にも配慮し、必要な公的資金を確保</li> <li>協議制度への円滑な移行を図るため、平成17年10月に地方公共団体に対し、地方財政法の一部を改正する政令案「骨子」（案）を公表・説明し、意見照会を実施。平成17年12月に政令案の概要についてパブリックコメントを実施。平成18年1月末に地方財政法施行令の一部を改正する政令を閣議決定し、同年2月3日に公布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度までの改革の成果を踏まえつつ、さらに地方分権を推進し、国・地方を通じた行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任の確立するための取組を推進</li> </ul>
4 国庫補助負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体に対する国庫補助負担金については、社</li> </ul>	大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>三位一体の改革における国庫補助負担金改革については、以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度までの改革の成果を踏まえ</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置								
<p>金の整理合理化 [推進官庁] ・総務省 ・財務省</p>	<p>会経済情勢の変化、官と民及び国と地方の役割分担の在り方等の観点から、地方分権推進計画等を踏まえ、制度改革を含め既存の施策や事業そのものを見直すことをはじめとして、聖域なく見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権推進計画及び第2次地方分権推進計画等を踏まえ、国庫負担金と国庫補助金の区分に応じた整理合理化や統合補助金化等を積極的に推進するとともに、併せて、地方財政法や関係法令の規定等の必要な整理を行う。</li> <li>国庫補助負担金の廃止・縮減を行っても引き続き当該事務・事業の実施が必要な場合には、地方財政計画の策定等を通じて所要財源を明確にし、地方税・地方交付税等の必要な地方一般財源を確保する。</li> <li>平成13年度予算編成においては、①「制度等見直し対象補助金等」について、制度改革を含め既存の施策や事業そのものを見直すことにより削減又は合理化を図るとともに、「その他補助金等」について、地方分権推進委員会の意見を踏まえ、その範囲の見直しを図りつつ、引き続き各省庁ごとに1割に相当する額を削減する、②中央省庁等改革基本法、第2次地方分権推進計画等を踏まえ、統合補助金の一層の拡充を図る、といった措置を講ずる。また、その状況については、予算編成後公表する。</li> <li>平成14年度以降においても、社会経済情勢の変化、官と民及び国と地方の役割分担のあり方等の観点並びに地方分権推進計画等を踏まえるとともに、地方分権推進委員会の意見において、新たな国庫補助金削減計画の策定等が求められていることを踏まえ、地方公共団体に対する国庫補助負担金の一層の整理合理化、統合補助金の拡充等を進めていくこととする。</li> </ul>	<p>Ⅱ-(3)</p> <p>大綱 Ⅱ-(3)</p> <p>大綱 Ⅱ-(3)</p> <p>大綱 Ⅱ-(3)</p> <p>大綱 Ⅱ-(3)</p>	<p>のとおり取りまとめ</p> <p>■ 国庫補助負担金改革</p> <table border="0"> <tr> <td>○既決定分</td> <td>3兆8,553億円</td> </tr> <tr> <td>○平成18年度新規決定分</td> <td>8,108億円</td> </tr> <tr> <td>(うち、税源移譲に結びつく改革)</td> <td>6,544億円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4兆6,661億円</td> </tr> </table>	○既決定分	3兆8,553億円	○平成18年度新規決定分	8,108億円	(うち、税源移譲に結びつく改革)	6,544億円	合 計	4兆6,661億円	<p>つつ、さらに地方分権を推進し、国・地方を通じた行財政改革を進める観点から、今後とも、真に地方の自立と責任の確立するための取組を推進</p>
○既決定分	3兆8,553億円											
○平成18年度新規決定分	8,108億円											
(うち、税源移譲に結びつく改革)	6,544億円											
合 計	4兆6,661億円											
<p>5 第三セクター、地方公社、地方公営企業等の改革 [推進官庁] ・総務省 ・国土交通省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三セクター、地方公社、地方公営企業については、経済環境の変化への対応、経営主体の経営の効率化、地方公共団体の財政運営のより一層の健全化等の観点から、その経営改善等についての積極的な取組を促進する。</li> <li>第三セクターの経営状況、地方公共団体の経営改善の取組等の実態を把握するため、平成13年度以降定期的に調査を行い、その結果を公表する。</li> <li>さらに、第三セクターの経営改善等に係る先進的な事</li> </ul>	<p>大綱 Ⅱ-(4)</p> <p>大綱 Ⅱ-(4)</p> <p>大綱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年度～平成17年度において「第三セクター等の状況に関する調査」を実施。設立状況、経営状況、情報公開の状況等について調査及び公表 ※平成14年度以降、地方公共団体等の出資割合が25%未満の商法人及び民法法人のうち財政的支援（貸付金、損失補償）を受けているもの並びに地方三公社を調査対象法人として新たに追加</li> <li>また、平成13年度においては第三セクターの経営改善等への取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度以降も引き続き「第三セクター等の状況に関する調査」を実施</li> <li>第三セクターの経営改善等への取組状況について先進的な事例の公表（平成18年度）</li> </ul>								

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>例を取りまとめ、地方公共団体に周知することにより、地方公共団体の取組の一層の促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体に対し、「第三セクターに関する指針」を踏まえ、第三セクターの経営改善の一層の推進のため、①既に目的を達成したと思われるものの統廃合、②経営の悪化が深刻であり、かつ、将来の経営改善の可能性がないものについての早急な対処方策の検討、③役員数及び給与の見直し、組織機構のスリム化等の実施、④経営諸指標の分析、事業計画と実績の比較等を組み合わせた予備的診断の実施を含む経営の定期的な点検評価、⑤監査委員による監査や外部監査制度の活用、といった取組を行うよう要請する。</li> </ul>	<p>Ⅱ-(4) 大綱 Ⅱ-(4)</p>	<p>組状況について調査及び優良事例の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体に対する「第三セクターに関する指針」を踏まえた経営改善等の要請及び内容の周知徹底</li> <li>「第三セクター等の状況に関する調査」において、「第三セクターに関する指針」に示した定期的な点検評価等の取組状況についても調査及び公表</li> <li>第三セクターを取り巻く状況や社会経済情勢の変化に的確に対応するため、平成15年度に「第三セクターに関する指針」を改定し、地方公共団体に周知徹底</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体及び土地開発公社に対し、土地開発公社の業務運営の適正化を図るため、①保有期間が10年を超えた土地の用途・処分方針を平成13年度中に再検討する、②土地開発公社が保有する代替地の活用を図る、③民間借入金について金利等の借入条件の改善に努力する、④土地開発公社の積極的な情報公開を図られるよう努力する、といった事項を遵守するよう、助言・監督を行うとともに、土地開発公社の事業実績の調査、ヒアリング等を通じてその実施状況を把握する。</li> </ul>	<p>大綱 Ⅱ-(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地開発公社の業務運営の適正化を図るため、平成12年4月21日に発出した「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について（土地開発公社関係）」の改正について」（自治大臣官房総務審議官・建設省建設経済局長通知）において、保有期間が10年を超えた土地の用途・処分方針を保有期間が10年を超えた年度の次の年度中に再検討すること等を地方公共団体に通知し、各年度の土地開発公社事業実績調査において、実施状況等を調査し、現状を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度土地開発公社事業実績調査等を通じ、通知内容の実施状況について継続的に調査を実施。また、調査結果に基づき、地方公共団体及び土地開発公社に対し、業務運営の適正化を図るために助言</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地開発公社が保有する土地の総額が地方公共団体の財政規模に比して過大である等により、特に健全化が必要な土地開発公社について、設立団体である地方公共団体が数値目標を明記した健全化5か年計画を策定することとし、平成13年度から平成17年度までの間、本計画に基づく取組を積極的に促進する。</li> </ul>	<p>大綱 Ⅱ-(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「土地開発公社経営健全化対策について」（平成12年7月28日付け自治事務次官通知）を発出し、財政状況等から独力では土地開発公社の経営健全化の達成が困難と考えられる設立・出資団体（以下「土地開発公社経営健全化団体」という）が、一定の計画に基づき土地開発公社の抜本的な経営健全化に取り組む場合に、地方財政措置を実施</li> <li>また、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）により、土地開発公社の経営健全化対策の抜本的な見直しを行い、計画的に保有土地の処分を推進する地方公共団体が、一定の計画に基づき土地開発公社の抜本的な経営健全化に取り組む場合に、地方財政措置を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地開発公社経営健全化団体の経営健全化計画に基づく取組に対して、引き続き地方財政措置を実施。また、経営の健全化が達成されるよう、経営健全化計画の実施状況を把握するとともに、経営健全化計画の適正かつ円滑な実施のために助言</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方住宅供給公社及び地方道路公社の一層の経営健全化を図るため、設立団体である地方公共団体と十分に連携を図りつつ、平成11年度より実施されている地方自治法に基づく外部監査人による包括外部監査の結果を十分活用し、両公社のより一層合理的な業務運営を促進する。</li> </ul>	<p>大綱 Ⅱ-(4)</p>	<p>&lt;地方住宅供給公社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>包括外部監査等財務会計の専門家による監査等を実施していない公社に対し積極的に監査を実施するよう設立団体に対して周知するとともに、引き続き公社の経営状況の的確な把握及び適切な指導監督に努めるよう設立団体に要請（平成17年度までに全57公社中52公社において包括外部監査等を実施）</li> </ul> <p>&lt;地方道路公社&gt;</p>	<p>&lt;地方住宅供給公社&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後も、設立団体である地方公共団体と十分に連携を図り、適切に指導を実施</li> </ul> <p>&lt;地方道路公社&gt;</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>・ 地方住宅供給公社及び地方道路公社の設立団体である地方公共団体と十分に連携を図りつつ、事業実績、業務運営、収支状況等について、調査等を実施することにより、その現況の把握に努め、必要に応じ、両公社の経営健全化のための方策等の策定を指導するなど、経営健全化の強化を図る。</p>	大綱Ⅱ-(4)	<p>・ 包括外部監査未実施の地方道路公社に対し積極的に監査を実施するよう設立団体に対して会議の場等を通じ奨励するとともに、各地方道路公社に対し、包括外部監査の結果を十分活用し、公社の一層の合理的な業務運営を促進するよう要請</p> <p>&lt;地方住宅供給公社&gt;</p> <p>・ 公社の業務等に関する現況については、ヒアリング等を通じて把握に努めており、また、設立団体の判断による自主的な解散を可能とする規定の整備等を行う地方住宅供給公社法の一部改正を含む「公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律」の施行（平成17年6月29日）に伴い、自主的な解散に係る留意点等を技術的助言として通知</p> <p>&lt;地方道路公社&gt;</p> <p>・ 13年度以降、地方道路公社の有料道路の収支状況の調査を行い、平成14年度以降はこれに加え、採算の厳しい有料道路の採算確保方策について対応方針等を把握。必要に応じ、採算確保方策等について指導</p> <p>・ これらを踏まえ、地方道路公社の採算の厳しい有料道路においては、適宜、コスト縮減や償還期間延伸等の採算確保方策を実施</p>	<p>・ 今後も、地方道路公社の経営健全化のための方策の策定に向けて、設立団体である地方公共団体と十分な連携を促進</p> <p>&lt;地方住宅供給公社&gt;</p> <p>・ 今後も、設立団体である地方公共団体と十分に連携を図り、適切に指導を実施</p> <p>&lt;地方道路公社&gt;</p> <p>・ 今後も、設立団体である地方公共団体と十分に連携を図り、適切に指導を実施</p>
	<p>・ 経営基盤の強化が図られるよう、各地方公共団体に対し、公営企業のあり方についての不断の見直しの徹底、経営効率化・健全化の推進等の項目に関する具体的内容を含んだ中期的な計画の策定及び住民への業務状況等の公表方法の改善等積極的な情報開示を要請するとともに、必要な助言を行う。</p> <p>・ 地方公営企業の経営の効率性を高めるとともに、住民へのアカウンタビリティを向上させるため、地方公営企業における行政評価手法の導入・推進等の項目について、制度の見直しを含めて平成14年度までに検討を行い、平成17年度までに必要な措置を講ずる。</p>	大綱Ⅱ-(4)	<p>・ 地方公共団体に対し、「地方公営企業の経営の総点検について」（平成16年4月13日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という）、「『地方公営企業の経営の総点検について』の一部改正について」（平成17年8月25日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）を发出し、民間への事業譲渡や民間的経営手法の導入等経営改革を推進するよう要請するとともに、これらを盛り込んだ中期経営計画の策定、業績評価の実施、情報開示による説明責任の確保等について要請</p> <p>・ 地方公営企業における行政評価手法の導入・推進の方策等の検討結果を示した「地方公営企業における行政経営評価に関する報告書」（平成14年3月）を取りまとめ、地方公共団体に対し、配布・周知するとともに、平成17年度においては、各地方公共団体の取組状況を調査し、その結果を「地方公営企業の経営基盤強化への取組状況」（平成17年12月27日公表）の中で、「業績評価手法の導入状況」として公表</p>	<p>・ 引き続き、各種会議等において、中期経営計画の策定、業績評価の実施、情報開示による説明責任の確保にこれまで以上に配慮し、より一層計画性・透明性の高い企業経営を推進するよう要請</p>
	<p>・ 国における独立行政法人化の実施状況等を踏まえて、独立行政法人制度についての地方への導入を検討する。</p>	大綱Ⅱ-(4)	<p>・ 「地方独立行政法人法」及び「地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行（いずれも平成16年4月1日施行）</p>	<p>・ 地方公共団体に対する、地方独立行政法人制度に関する助言等</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
<p>6 国と地方との人事交流 [推進官庁] ・総務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国と地方公共団体との間の人事交流については、国と地方との関係は対等・協力が基本であることを踏まえ、この趣旨に照らしていやしくも批判を招くことのないよう相互・対等交流の促進を原則として行う。</li> <li>・これを徹底するため、政府部内を通じ一体的かつ統一的な人事管理を推進するための基本方針である「人事管理運営方針」に沿って、地方公共団体の特定のポストに特定省庁からの出向者が長期間続くことによる弊害への配慮、各省庁から地方公共団体の管理職として出向する職員の経験年数への配慮、人事交流実績の公表等の措置を一層強力に講ずる。</li> </ul>	<p>大綱 Ⅱ-(6)</p> <p>大綱 Ⅱ-(6)</p>	<p>・国と地方公共団体との間の人事交流については、「行政改革大綱」の趣旨を踏まえ、「人事管理運営方針」に沿って、引き続き、相互・対等交流の促進を原則として、地方公共団体の特定のポストに特定府省からの出向者が長期間続くことによる弊害への配慮、各府省から地方公共団体の管理職として出向する職員の経験年数への配慮等に留意しつつ、各地方公共団体と十分協議を実施。また、人事交流実績については、毎年公表しており、平成17年度については、平成18年1月17日に「国と地方公共団体との間の人事交流状況」を公表</p>	<p>・国と地方公共団体との間の人事交流については、引き続き、「人事管理運営方針」に沿って国と地方との相互・対等交流の促進を原則として、各府省に対し必要な配慮等を要請。また、人事交流実績については、平成18年8月15日現在の状況を平成18年度中に公表する予定</p>
<p>7 地方公務員の人事制度 [推進官庁] ・総務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員の人事制度については、地方分権の進展、住民の行政に対するニーズの高度化・複雑化等に対応して、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績重視の人事制度の確立や職員の任用・勤務形態の多様化の取組を支援するなど、地方公共団体における改革を推進する。</li> </ul>	<p>方針 8(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成16年12月24日付けで、各地方公共団体に対して、地方公務員の人事制度改革について改めて推進するよう要請</li> <li>・地方公共団体におけるより客観的な評価制度など、人事制度の在り方について様々な形での助言・情報提供を実施（「人事制度を考えるヒント21」の作成・配布など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国家公務員に関する取組等（人事評価の試行等）の地方公共団体への情報提供</li> <li>・任用・勤務形態の多様化を推進するための地方公共団体の部分休業制度、任期付短時間勤務職員制度等の導入を積極的に支援</li> </ul>

### XIII その他の改革

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
1 行政立法手続 [推進官庁] ・総務省	・行政立法について、国民一般から意見を求める手続を法制化することとし、行政手続法検討会報告に沿ってそのための立案作業を進め、平成17年通常国会に提出する。	方針 3(3)	・命令等を定めるに当たって広く一般から意見を求める意見公募手続等を主な内容とする「行政手続法の一部を改正する法律案」を平成17年通常国会（第162回）に提出 ・同法案は平成17年6月に成立	・改正行政手続法は、平成18年4月1日より施行の予定
2 中央省庁等改革の的確な実施 [推進官庁] ・内閣官房 ・総務省  (1) 総論	・中央省庁等改革について、行政改革会議最終報告や「中央省庁等改革基本法」（平成10年法律第103号）の趣旨に沿った組織・制度の運営が行われているか、今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえた点検を行う。  ・当面実施する既存施策の統合・連携、新規施策等の措置は、平成13年度予算編成後速やかに公表する。	方針 9	・本フォローアップにおいて、「行政改革大綱」に基づく中央省庁等改革の実施状況についてフォローアップを実施	・今後の与党における中央省庁等改革の実施状況に係る議論を踏まえ、点検を実施
(2) 組織統合に伴う運営・施策の融合化 [推進官庁] ・総務省	<国土交通省> ・全国計画から北海道等地方計画、都市計画までを体系化し、都市と地方を通じて安全でバランスのとれた国土の適正な整備・管理を戦略的に展開する。  ・陸・海・空の交通施設の整備、交通サービス等のハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系の整備を推進する。	大綱 V-1(1)	・国土計画について、開発を基調としたこれまでの計画から、利用と保全を重視したものに転換を図るとともに、国と地方の意見調整の仕組みを構築するなど、国土総合開発法の見直しを実施し、「総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案」を平成17年通常国会（第162回）国会に提出、同年7月に成立  ・空港、港湾、駅等の拠点及び高規格幹線道路並びにこれらを接続する道路、連絡鉄道等の重点的な連携整備と機能向上により交通の円滑化を目指すマルチモーダル施策の推進 ・平成13年5月に成田・羽田両空港のアクセスについて「首都圏の空港アクセス改善緊急対策」を発表 ・平成17年3月に「首都圏の空港アクセスに関する総合的調査」取りまとめ ・中部国際空港開港（平成17年2月）に合わせたアクセス網を整備 ・仙台空港アクセス鉄道の整備（平成14年12月着工） ・神戸空港（平成18年2月）、新北九州空港（平成18年3月）開港に併せたアクセス網を整備 ・ハード・ソフトが一体となった総合的な交通体系の整備を推進するための地方運輸局組織の再編（平成14年7月） ・平成15年度から陸・海・空の交通体系の現状や整備効果を定量的に分析・評価するシステムである「総合交通分析システム」	・改正法に基づき、新たな国土形成計画を今後策定する予定  ・引き続き、マルチモーダル施策を推進 ・成田高速鉄道アクセスの整備等、成田・羽田両空港のアクセス水準改善 ・仙台空港アクセス鉄道について、平成18年度中に開業予定 ・「総合交通分析システム」の一層の機能充実 ・総合的な交通体系について、国土審議会等における議論を踏まえた調査検討 ・平成17年に行った第4回全国幹線旅客純流動調査及び第8回全国貨物純流動調査を平成18年度中に取りまとめ



事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>・事業間の連携、事業評価、コスト縮減、入札契約制度の改善等により、社会資本の統合的、効率的な整備を推進する。</p>	<p>大綱 V-1(1)</p>	<p>の運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な交通体系について、従来より、国土審議会等における議論を踏まえた調査検討を実施</li> <li>・平成14年3月に第3回全国幹線旅客純流動調査及び第7回全国貨物純流動調査の結果の取りまとめ</li> <li>・平成17年に第4回全国幹線旅客純流動調査及び第8回全国貨物純流動調査実施</li> </ul> <p>&lt;事業間の連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・9本の事業分野別計画を一本化した社会資本整備重点計画を平成15年10月10日に閣議決定。同計画に基づき、事業の構想・計画・実施の各段階において社会資本の整備に係る事業間連携を強力に推進</li> </ul> <p>&lt;事業評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年7月に国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領を策定</li> <li>・維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除くすべての新規採択箇所について費用対効果分析を含めた総合的な評価を実施</li> <li>・事業採択から5年未着工等一定の条件に該当する事業等について、費用対効果分析等による事業の必要性の視点に加え、事業進捗の見える視点による評価を行い、事業の「継続」又は「中止」を措置</li> <li>・平成15年度からは事業完了後に、事業の効果等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討する事業完了後の事後評価を導入</li> <li>・学識経験者等で構成する「公共事業評価システム研究会」を平成13年9月に設置し、平成16年2月、費用便益分析に関する統一的な取組を定めた「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」を策定</li> <li>・平成16年度より各事業の新規事業採択時評価、再評価、事後評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理し、インターネットで公表</li> </ul> <p>&lt;コスト縮減&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成12年9月に策定された「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」を踏まえ、平成13年3月に「国土交通省公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定し、コスト縮減の取組を実施</li> <li>・その結果、平成14年度までに、工事コスト縮減率は、平成8年度と比較して、国土交通省・関係公団等で13.6%（物価の下落等を考慮すると21.3%）</li> <li>・さらに、平成15年度から、「国土交通省公共事業コスト構造改</li> </ul>	<p>&lt;事業間の連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き事業間連携を着実に推進</li> </ul> <p>&lt;事業評価&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針」の各事業マニュアルへの順次導入、事業評価カルテの一層の充実等、評価手法及び結果公表の充実</li> </ul> <p>&lt;コスト縮減&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」の取り組みを継続実施することに加え、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」の各施策に取り組み、毎年適切にフォローアップすることにより、「公共事業コスト構造改革」を着実に推進</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>革プログラム」を策定し、①事業のスピードアップ、②計画・設計から管理までの各段階における最適化、③調達の最適化を見直しのポイントとし、コストの観点から公共事業のすべてのプロセスを見直す「公共事業コスト構造改革」の取組を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年度から5年間で、平成14年度の標準的な公共事業コストと比較して、物価の下落等を除いて、15%の総合的なコスト縮減を達成することを目標</li> <li>平成16年度における総合コスト縮減率は、国土交通省・関係公団等で7.3%(物価の下落等を考慮すると8.3%)</li> </ul> <p>&lt;入札契約制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成9年度より、技術力による競争を促進する観点から、VE方式、総合評価落札方式、設計施工一括発注方式等の様々な入札・契約方式の取り組みを実施</li> <li>平成17年度は、総合評価落札方式について、全発注金額の4割以上を目標として試行を拡大</li> <li>また、平成16年2月に、総合評価落札方式の地方公共団体への普及拡大を図るため、活用ガイド等を作成し、配布</li> <li>加えて、平成16年度から、技術力を持つ企業による競争が行われるよう、工事希望型以上(1億円以上)の工事においては、65点未満の成績の工事については、実績として認めない措置を導入</li> <li>また、平成13年10月から一部の直轄事業でインターネットを活用した電子入札・開札を導入し、平成15年4月から、地方整備局等が発注する建設工事及び建設コンサルタント業務等のすべてを対象に電子入札を開始</li> </ul>	<p>&lt;入札契約制度&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>公共工事においては、平成17年4月1日から施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等に基づき、総合評価落札方式の拡大等、価格だけでなく技術と品質が総合的に優れた調達を推進(平成18年度の総合評価落札方式は、全発注金額の5割以上を目標に実施)</li> <li>また、技術力を持つ企業の適切な評価を更に進めるため、工事成績データベースの地方公共団体への活用拡大を図っていく予定</li> </ul>
	<p>&lt;厚生労働省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>年金、雇用対策、生きがい対策をあわせた施策を展開する。</li> </ul>	大綱 V-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年6月に成立・公布された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」を踏まえ、年金支給開始年齢の引上げ等を踏まえた65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度導入等が確実に実施されるよう、地域の事業主団体と連携した対策等の強化及び事業主等に対する周知啓発、指導等を実施</li> <li>地域における高齢者の多様な社会参加を推進するため、シルバー人材センターにおいて、市町村等と連携して、介護周辺サービス等の高齢者の生活を支えるためのサービスを提供する事業や乳幼児の世話、保育施設への送迎を行う子育て支援事業等を行い、高齢者の就業・生きがい・健康づくりに関する事業の実施</li> <li>高齢者等の多様な就業・社会参加の促進を図るため、高齢者等が共同して起業することにより、自ら継続的な雇用・就業機会を創出する場合に、助成金を支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、左記の施策を着実に実施</li> <li>新たにシルバー人材センターにおける体験就業を実施する等シルバー人材センター事業を推進</li> <li>65歳を超えても働くことができるよう、高齢者の多様なニーズに対応した求人開拓や面接会等を試行的に行う定年退職者等再就職支援事業の実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭、地域、職場を総合的に捉えた少子化対策を推進</li> </ul>	大綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成16年6月に少子化に対処するための施策の指針である「少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、左記の施策を着実に実施</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	し、仕事と子育ての両立を支援する。	V-1(1)	<p>子化社会対策大綱」を閣議決定し、その重点施策の具体的実施計画として、同年12月に「子ども・子育て応援プラン」を策定した。平成17年度から同プランに基づく各般の取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当の対象拡大等を盛り込んだ「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う児童手当法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出</li> <li>・就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案」を平成18年通常国会（第164回）に提出</li> <li>・地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援のための「次世代育成支援対策交付金」や「次世代育成支援対策施設整備交付金」の充実及び放課後児童クラブの充実</li> <li>・100人以下の中小企業で育児休業取得者や短時間勤務制度の適用者が初めてでた場合に手厚い助成を行う新たな助成制度を創設</li> <li>・保育サービスの充実の一環として、待機児童ゼロ作戦に基づき、平成14年度からの3カ年で計15.6万人の受入児童数の増加を達成した結果、待機児童数は2年連続で減少</li> <li>・要保護児童対策の整備・推進として、虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う「要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）」の設置を促進</li> <li>・小児救急医療体制の構築については、平成11年度から全国的な整備を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子ども・子育て応援プラン」において掲げた具体的な施策内容と目標の達成及び概ね10年後を展望した「目指すべき社会の姿」の実現に向けて、引き続き国を挙げて取組みを実施。「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービスのよりいっそうの充実など、子育て家庭がどこでも必要なときに利用できる保育サービス等の充実。具体的には、平成19年度までの3年間で集中的に受け入れ児童数を拡大を図る等の施策を実施</li> <li>・出産費用の負担の軽減、乳幼児医療に係る自己負担の軽減については、「医療制度改革大綱」（政府・与党医療改革協議会決定平成17年12月1日）に基づき、平成18年10月より、出産育児一時金の額を引き上げ（30万円→35万円）、産休の間に支給される出産手当金の水準を、従来の賃金の6割相当額から、賃金の2/3相当額へ引き上げることとし、また平成20年度より、乳幼児に対する自己負担軽減（2割負担）の対象年齢を、3歳未満から義務教育就学前まで拡大（「健康保険法等の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会（第164回）提出）</li> <li>・平成18年の医療制度改革においては、①医療機能の分化・連携を推進することとしており、小児救急医療については、輪番制による取組も含め、地域における連携体制を構築する主要な事業として位置づけ、②都道府県の「医療対策協議会」を制度化し、関係者の協議による対策を実施</li> <li>・「医療制度改革大綱」（政府・与党医療改革協議会決定平成17年12月1日）に基づき、平成18年度診療報酬改定においては、小児科・産科や救急医療等に配慮した評価を実施</li> </ul>
	・生活支援と就業支援を一体的に行う拠点づくりを推進し、障害者福祉施策と障害者雇用施策を一体的に推進	大綱 V-1(1)	・これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス等について共通の制度の下で一元的に提供する仕	・引き続き、障害者就業・生活支援センター事業及び地域障害者就労支援事業

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>する。</p>		<p>組みを創設すること等を内容とする「障害者自立支援法」が平成17年11月に、精神障害者に対する雇用対策の強化、多様な形態による就業機会の拡大等を内容とする「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が同年6月に、それぞれ成立。両法律において、障害者福祉施策と障害者の雇用促進のための施策の連携について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者就業・生活支援センターを地域における雇用、福祉、教育等関係機関の連携の拠点として、障害者の就業とそれに伴う生活に関する支援を行う事業（障害者就業・生活支援センター）の拡充</li> <li>・ハローワーク、福祉施設、地域障害者職業センター等の関係機関の緊密な連携の下に、授産施設等の福祉施設で就労している障害者の一般就労への移行を支援する事業（地域障害者就労支援事業）を平成17年度より実施</li> </ul>	<p>を着実に実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハローワークが中心となり福祉等の関係者による連携体制を確立し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う事業の拡充</li> <li>・企業ノウハウを活用した福祉施設における就労支援の促進を図る事業の実施</li> <li>・左記の両法律に基づき、障害者施策について、障害者が地域で自立しながら安心して暮らせるよう、保健福祉施策及び雇用施策を改革</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・職域を通じた健康と安全の確保のための施策を一体的に推進する。</li> </ul>	<p>大綱 V-1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年5月1日に「健康増進法」施行</li> <li>・平成16年6月14日に「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」策定</li> <li>・効果的・効率的な地域・職域連携保健事業の推進等に関する検討を行うため「生活習慣病予防のための地域・職域連携保健活動推進検討会」を開催</li> <li>・生涯を通じた継続的な健康管理を支援するためのモデル事業を実施</li> <li>・モデル事業の成果をもとに地域・職域の連携を全国的に普及するため「地域・職域連携共同モデル事業評価検討会」においてガイドラインを作成</li> <li>・平成17年5月に、厚生労働省において、「地域・職域連携推進事業実施要綱」を策定するとともに、「地域・職域連携支援検討会」を設置し、都道府県等における「地域・職域連携推進事業」の円滑な実施を支援</li> <li>・労働者及びその家族を対象とした「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」において職域・地域が連携してメンタルヘルス対策を推進。また、平成15年5月9日に策定した「職場における喫煙対策のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策を進めるに当たって、都道府県等と共同でシンポジウム・講演会等を開催する等、地域・職域で一体的に対策を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、都道府県等における「地域・職域連携推進事業」を推進するとともに、厚生労働省において、「地域・職域連携支援検討会」により、都道府県等を支援</li> <li>・引き続きこれまでの施策を着実に実施していくとともに、地域・職域を通じた受動喫煙防止対策の充実を図る。また、メンタルヘルス対策について地域・職域の連携をさらに推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険料及び労働保険料に係る徴収事務の一元化に向け、双方の事務処理の見直しを行い、平成13年度以降可能なものから逐次実施する。双方の職員について、相互の制度に関する教育研修を推進する。一元化に向けた見直しに関し法律改正が必要となる事項について検討を進め、制度改正に合わせて、可能なものから所要の措置を実施する。</li> </ul>	<p>大綱 V-1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度に、徴収事務の一元化により定員を20人合理化</li> <li>・更なる徴収事務の一元化について法改正が必要な事項について検討を行い、事業主の利便性の向上を図る観点から、労働保険の年度更新の期限を、社会保険の標準報酬月額算定に関する届出の期限である7月10日に統一するなどの法律改正事項を盛り込んだ社会保険庁改革関連法案を平成18年通常国会（第164回）に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き徴収事務の一元化として実施している事務について着実に実施しつつ、一元化可能な事務を更に検討</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>&lt;文部科学省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報・ライフサイエンス・加速器・宇宙分野を始め基礎から応用・開発に至る同一分野の研究開発を一体的に推進する。</li> </ul>	<p>大綱 V-1(1)</p>	<p>&lt;情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会において、平成13年8月に情報科学技術分野の研究の推進に関する考え方を取りまとめ、公表するとともに、平成14年6月に今後5年間の推進方策となる「情報科学技術に関する研究開発の推進方策について」を策定</li> <li>平成15年度中に、国立情報学研究所(NII)及び科学技術振興機構(JST)が整備・運用するネットワークについて、NIIの整備・運用するネットワークに統合</li> </ul> <p>&lt;ライフサイエンス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会において、平成13年8月にライフサイエンス分野の研究開発の推進に関する考え方を取りまとめ、公表するとともに、平成14年6月に今後5年間の推進方策となる「ライフサイエンスに関する研究開発の推進方策について」を策定</li> <li>平成14年1月に組換えDNA技術に関して、これまで旧文部省及び旧科学技術庁で各々運用してきた二つの指針を統一し、新たな指針を取りまとめ</li> </ul> <p>&lt;加速器&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本原子力研究開発機構(原子力機構)と高エネルギー加速器研究機構(KEK)が両者のポテンシャルを活かし、共同して加速器計画を推進し、平成13年度から共同で大強度陽子加速器施設の建設に着手</li> </ul> <p>〔※大強度陽子加速器計画・・・世界最高レベルのビーム強度を持つ陽子加速器施設を建設し、原子核・素粒子物理学、物質・生命科学など広範な研究分野を対象に、多彩な2次粒子を用いた新しい研究手段を提供し、基礎科学から産業応用に至るまで幅広い分野での貢献が期待される。〕</p> <p>&lt;宇宙&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成15年9月に、宇宙開発委員会の議決を経て、主務大臣(総務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣)が独立行政法人宇宙航空研究開発機構の中期目標の基となる「宇宙開発に関する長期的な計画」を策定</li> <li>平成15年10月に、宇宙3機関(宇宙科学研究所、独立行政法人航空宇宙技術研究所、宇宙開発事業団)を統合した独立行政法人宇宙航空研究開発機構が発足。宇宙3機関の統合効果を発揮し、人工衛星及びロケットの開発等の事業を効果的かつ効率的に実施</li> </ul>	<p>&lt;情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3期科学技術基本計画の決定後、平成18年度に科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会において、今後5年間の新たな情報科学技術に関する研究開発の推進方策を策定</li> </ul> <p>&lt;ライフサイエンス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3期科学技術基本計画の決定後、平成18年度に科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会において、文部科学省の今後5年間のライフサイエンスに関する研究開発の推進方策を策定</li> </ul> <p>&lt;加速器&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度のビーム供用開始を目指し着実に建設を推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育立国・科学技術創造立国を目指して、教育と科学技術の融合による創造的な人材育成等の施策を一体的に推進する。</li> </ul>	<p>大綱 V-1(1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年度以降、省庁再編のメリットを最大限に生かして、理科・数学に重点を置いたカリキュラム開発等を実施する「スーパーサイエンスハイスクール」、大学等と教育現場との連携等を推進する「サイエンス・パートナーシップ・プログラム」、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度は「科学技術・理科大好きプラン」を引き続き推進し、「スーパーサイエンスハイスクール」や「理数大好きモデル地域事業」の充実を図る</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>学校を核として地域の教育資源の総合的・有機的な連携を図る「理数大好きモデル地域事業」等からなる「科学技術・理科大好きプラン」を実施し、科学技術・理科教育の充実を図るための施策を総合的に推進</p>	<p>など、教育と科学技術の融合による創造的な人材育成等の施策を一層推進</p>
	<p>・同種の目的の科学技術施策と学術施策を一体的に推進する。</p>	<p>大綱 V-1(1)</p>	<p>・省庁再編により設置された科学技術・学術審議会において、文部科学大臣の諮問に応じた科学技術の総合的な振興に関する重要事項及び学術振興に関する重要事項について調査審議・意見具申を行い、科学技術施策と学術施策を一体的に推進</p>	<p>・各事業の実施に当たっては、引き続き、政策評価等を踏まえつつ、科学技術及び学術の区別なくその目的に応じ効率的に推進</p>
	<p>＜総務省＞ ・地方分権の一層の推進を図るとともに、国・地方を通じた行政制度の整備、行政改革を推進する。</p>	<p>大綱 V-1(1)</p>	<p>・平成16年5月19日に成立した合併関連3法により現行合併特例法に経過措置を講じるとともに、合併新法を制定し、引き続き市町村合併を推進。また、地方自治法も改正し、都道府県の自主的合併手続等の整備、地域自治区制度の創設等 ・新地方行革指針に基づき、集中改革プランの平成17年度中の公表を始め、各般の行政改革に積極的に取り組むよう、地方公共団体に対し機会あるごとに要請</p>	<p>・「地方にできることは地方に」との原則に基づき、引き続き、地方分権を積極的に推進 ・平成17年4月より施行される合併新法により、引き続き、市町村合併を推進 ・新たな地方行革指針により、地方公共団体の行政改革を一層推進</p>
	<p>・国・地方を通じた行政の情報化、国・地方・民間の各レベルにわたる情報通信ネットワークの整備・高度化とその利用環境の向上など官・民を通じた情報化戦略を推進する。</p>	<p>大綱 V-1(1)</p>	<p>・平成14年4月、霞が関WANと総合行政ネットワーク(LGWAN)の相互接続を実施(平成16年3月全国の団体が接続) ・平成15年8月、「電子行政推進国・地方公共団体協議会」を設置し、各種報告・調査等及びデータの共有化におけるLGWANの利用促進、専用回線のLGWANへの集約統合等について意見交換を実施中 ・上記協議会の検討結果も踏まえつつ、各府省において平成17年度末までに府省内ネットワークの最適化計画を策定 ・平成17年3月、行政事務の基盤となる霞が関WANを含む府省間・府省内ネットワークその他の共通システムについて、「共通システムの最適化計画」を策定 ・平成17年2月、「政策パッケージ」(高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部)において、国・地方間のネットワークは原則霞が関WAN、LGWANを活用し、各府省が策定する府省内ネットワーク最適化計画に具体的な移行計画を盛り込む等の措置を決定 ・組織認証基盤の構築 都道府県：47団体(100%) 市区町村：2,021団体(64.7%) (平成18年2月23日現在) ・公的個人認証サービスを平成16年1月29日より開始 ・汎用受付システムの基本仕様を平成15年3月策定 ・電子自治体の実現及びネットワークインフラの整備等に対し地方財政措置 ・地域公共ネットワークの整備の推進 平成17年7月現在に於いて、全自治体のうち、地域公共ネットワークを既に整備した自治体は1,735団体(71.6%)であり、</p>	<p>・霞が関WAN・LGWANを活用し、国・地方公共団体間における迅速な文書交換、情報共有の実施等、国・地方を通じた行政の情報化を引き続き推進 ・地域の教育、行政、福祉、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を引き続き支援</p>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<p>・ワンストップサービスなど地方公共団体と郵便局の協力等を推進する。実施可能な施策から試行的に実施する。</p>	大綱 V-1(1)	<p>「e-Japan戦略」等に掲げられた地理的情報格差の是正に向けて、自治体に対する財政支援措置等、各種支援策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律（以下「郵便局事務取扱法」という）案については、第153回国会において平成13年11月9日に成立し、同年12月1日に施行</li> <li>郵便局事務取扱法は、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うことができるようにするための手続等所要の法整備を行ったもの</li> <li>これにより、地方公共団体と日本郵政公社が規約を締結して、郵便局で戸籍謄本等・除籍謄本等、地方税の納税証明書、外国人登録原票の写し等、住民票の写し等、戸籍の附票の写し又は印鑑登録証明書の請求の受付及びこれらの証明書の引渡しの事務を取り扱うことが可能に</li> <li>さらに、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第17号）」等の施行により、固定資産課税台帳記載事項に係る証明書の交付事務についても郵便局において取り扱うことが可能に</li> <li>郵便局事務取扱法の一部改正を含む「郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）」が、平成17年10月に成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、郵便局事務取扱法の制度の周知を図るとともに、プライバシーの保護に万全を期す等制度の適切な運用を実施</li> <li>左記法律は、平成19年10月施行予定。これにより、民営化後の郵便局においても、引き続き左記の事務の実施が可能</li> </ul>
	<p>&lt;その他の組織の統合&gt;</p> <p>・廃棄物行政について、廃棄物対策を一層効率的に講ずるとともに、排出抑制から減量化、リサイクル、中間処理、最終処分までの全体を見据えた循環型社会構築に向けた施策を推進する。</p>	大綱 V-1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>より効率的な業務推進のため、省庁再編により廃棄物行政を環境省に一元化</li> <li>自動車に係るリサイクル制度の整備のため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律案」を第154回国会に提出し、平成14年7月成立・公布。平成17年1月1日より本格施行</li> <li>過去に起きた産業廃棄物の不適正処理事案への対応を支援する「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案」を第156回国会に提出し、平成15年6月成立・公布</li> <li>循環型社会形成推進基本法に基づき、平成15年3月に循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、国会報告の上、同計画に基づく施策の進捗状況について、平成17年度に第2回の点検を実施</li> <li>不法投棄の撲滅に向け、平成16年6月に、廃棄物の処理の流れに即した各段階での総合的な対策をとりまとめた「不法投棄撲滅アクションプラン」を公表</li> <li>廃棄物をめぐる種々の課題に対応するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正法案を第156回国会及び第159回、第162回及び第164回国会に提出し、それぞれ平成15年6月、平成16年4月、平成17年5月及び平成18年2月に成立・公</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>循環型社会形成推進基本計画に基づき、発生抑制から最終処分まで、廃棄物・リサイクル問題の全体を見据えた循環型社会構築に向けた施策を推進</li> <li>循環型社会形成推進交付金制度の交付対象を拡充し、循環型の地域づくりを一層推進</li> <li>優良な産業廃棄物業者の育成や電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）の普及促進を図り、不法投棄対策を強化</li> <li>平成17年4月の「3Rイニシアティブ閣僚会議」において公表された「ゴミゼロ国際化行動計画」の具体化を図り、中央環境審議会の検討も踏まえて、国際的な循環型社会形成を推進</li> <li>「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の改正を受け、すべての関係者の連携による容器包装廃棄物の3Rのより効果的・効率的</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進するため、平成17年度に、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設</li> <li>・市町村の一般廃棄物処理の在り方について、中央環境審議会の意見具申を踏まえ、平成17年5月に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく国の基本方針を改正</li> <li>・容器包装廃棄物の3Rのより効果的・効率的な推進を図るため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を平成18年通常国会(第164回)に提出</li> <li>・平成17年4月の「3Rイニシアティブ閣僚会合」で、国際協力の下、3Rの世界的な推進のための取組の一層の充実・強化を合意し、そのフォローアップとして、平成18年3月に高級事務レベル会合を開催</li> </ul>	<p>な推進を図るため、普及啓発等各種施策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法に定める見直し時期が到来する「特定家庭用機器再商品化法」について、評価検討を実施</li> <li>・法に定める見直し時期が到来する「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」について、評価・検討を実施</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発電用原子力施設、原子力に係る製錬・加工・貯蔵・再処理・廃棄事業に係る安全確保を明確な責任体制の下で推進する。</li> <li>また、特定放射性廃棄物処分に関する技術開発、事業化に係る業務等を一体的に推進する。</li> </ul>	大綱 V-1 <sup>(1)</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原子力施設に係る核物質防護対策の強化、クリアランス制度の導入、廃止措置の安全規制に関する規定の整備を主な内容とする、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案」を平成17年通常国会(第162回)に提出し、成立。平成17年12月1日から施行</li> <li>・核物質防護対策の強化のため、平成16年度及び平成17年度において、原子力安全・保安院に核物質防護対策官の定員を25人配置</li> <li>・平成16年8月9日の美浜発電所3号機における配管破裂事故に対応し、事故調査委員会による調査・審議をとりまとめるとともに、省令改正、事業者に対する厳格な検査等の再発防止策の実施に取組中</li> <li>・また、同事故をきっかけに原子力発電所の高経年化対策への関心が高まったことを踏まえ、同対策の一層の充実・強化のための検討を行い、平成17年8月に最終報告書を取りまとめ。これに基づき、同年12月、省令改正を行い、高経年化技術評価結果及び長期保全計画並びにその実施状況について国への報告を義務付けるとともに、高経年化対策ガイドライン及び標準審査要領書の整備を行い、平成18年1月から運用</li> <li>・平成16年4月に、原子力安全・保安院に原子力安全広報課を設置するとともに、立地地域に原子力安全広報の担当者を配置し、原子力安全に係る広聴・広報活動を拡充・強化</li> <li>・平成13年1月の省庁再編により、特定放射性廃棄物の最終処分に関する業務が経済産業省に一元化。現在、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」(平成12年法律第117号)等に基づき、経済産業省の指導監督の下、所要資金の徴収及び管理の体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全規制の実効性を一層高めるため、平成15年に導入された事業者の品質保証を重視する検査制度を定着させるとともに、プラント停止中に集中する現在の検査から、運転中も含めた事業者の保安活動全体をよりの確に確認する検査への移行について検討</li> <li>・これまでの検討を踏まえ、今後も高レベル廃棄物処分を含む核燃料サイクル全体にわたる安全規制制度の整備を検討</li> <li>・引き続き、経済産業省の指導監督の下、技術開発、事業化に係る業務等を一体的に推進。また、特定放射性廃棄物の最終処分について、今後とも積極的に情報公開及び理解促進に関する施策を実施</li> </ul>



事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府開発援助について、事業の迅速かつ効果的な実施、関係府省間の協力関係の緊密化等により、その効率的な推進を図る。</li> <li>上記以外の府省についても、それぞれ内部組織の統合等に伴う運営・施策の融合化を推進するものとする。</li> </ul>	<p>大綱 V-1(1)</p> <p>大綱 V-1(1)</p>	<p>制を整備し、技術開発、事業化に係る業務等を一体的に推進。また、特定放射性廃棄物の最終処分について、広く国民に対し積極的に説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年12月にこれまでのODA改革の取組の総点検と更なる改善措置を盛り込んだ「ODAの点検と改善」を作成し、国別援助計画の拡充と改善、プログラム型案件形成の強化、現地タスクフォースによるレビューの導入等によるPDCAサイクルの確立により、より質の高いODAの実施を目指す</li> <li>ODAの企画立案に関する政府全体の調整の中核としての機能を担うべく、対外経済協力関係閣僚会議、政府開発援助関係省庁連絡協議会及び幹事会、資金協力連絡会議、技術協力連絡会議及びODA評価連絡会議の主催等を通じ、関係府省間の連携強化</li> </ul> <p>&lt;防衛庁&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>内部部局において、平成13年1月6日に経理局、装備局及び調達実施本部の原価計算部門を統合し、管理局を新設</li> <li>この統合により、予算要求から最終的な防衛装備品の納入に至るまでの一貫性・統一性を確保することが可能になり、予算積算と契約の基礎となる計算価格の算定を一貫した考えの下に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ODAの点検と改善」の着実な実施</li> <li>「海外経済協力に関する検討会」の報告で設置が提言された、「海外経済協力会議（仮称）」において、総理の下で大局的な見地に立って審議された戦略に基づき、外務大臣が中心となって援助の企画立案態勢を抜本的に強化し、関係省庁と連携しながら効果的な援助を目指す</li> </ul>
(3) 新府省体制への移行に伴う組織・定員の縮減 [推進官庁] ・総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>移行時において、府省の内部部局として置かれる官房及び局を、移行前(平成11年度末)の127から96に整理する。</li> <li>移行時において、府省、その外局及び警察庁の内部部局に置かれる課及びこれに準ずる室を、移行前(平成11年度末)の1166から995に整理するとともに、府省編成後の5年間において、できる限り900に近い数とするよう努める。</li> <li>新府省体制への移行時において、審議会等を移行前(平成11年度末)の211から106に整理する。</li> <li>組織の統合等による定員の合理化を行い、新府省体制への移行時において、465人を削減する。</li> </ul>	<p>大綱 V-1(2)</p> <p>大綱 V-1(2)</p> <p>大綱 V-1(2)</p> <p>大綱 V-1(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新府省体制への移行時において、府省の内部部局として置かれる官房及び局を96に整理</li> <li>新府省体制への移行時において、府省、その外局及び警察庁の内部部局に置かれる課及びこれに準ずる室を1,166から995に整理。平成17年度末までに900まで削減</li> <li>新府省体制への移行時において、審議会等を211から106に整理</li> <li>新府省体制への移行時(平成13年1月6日)において、465人の定員の削減を実施</li> </ul>	
(4) 郵政事業 [推進官庁] ・総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵政事業については、平成15年中に中央省庁等改革基本法第33条に規定する国営の新たな公社を設立する。このため、所要の法律案を平成14年の通常国会に提出する。</li> <li>中央省庁等改革基本法で定められた郵便事業への民間事業者の参入については、郵政公社化に併せて実現する。</li> </ul>	<p>大綱 V-1(3)</p> <p>大綱 V-1(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成14年4月26日に日本郵政公社法案を、同年5月7日に日本郵政公社法施行法案を、いずれも第154回国会へ提出し、両法案とも平成14年7月24日可決成立、同年7月31日に公布</li> <li>「民間事業者による信書の送達に関する法律」が施行(平成15年4月1日)され、信書の送達の事業への民間事業者の参入が実現</li> <li>法施行後、平成18年3月末時点において特定信書便事業に160社が参入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信書便制度の周知及びその適正な運営の確保等を図ることにより、利用者利便の向上を促進</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(5) 実施庁 (推進官庁 : 総務省)	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を毎年評価して公表する。</li> </ul>	大綱 V-1(4)	<p>&lt;防衛庁&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等については、「防衛庁政策評価及び実績評価実施要領」(平成13年2月14日付防衛庁長官通達)において実施庁の事務の実施に必要な準則を定め、公表(防衛庁及び防衛施設庁ホームページに掲載)</li> <li>実施庁が達成すべき目標については、平成16年3月31日付で防衛施設庁が実施する事務についての平成16年度の目標を設定し、公表するとともに、平成17年7月1日に目標に対する実績を評価し、公表。また、平成17年3月31日付で平成17年度の目標を設定し、公表(防衛庁及び防衛施設庁ホームページに掲載)</li> <li>なお、実施庁が達成すべき目標及び実績の評価については、平成13年度から実施</li> </ul> <p>&lt;総務省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成13年2月1日に郵政事業庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令、平成13年度郵政事業庁が達成すべき目標を設定</li> <li>平成14年2月1日に平成14年度郵政事業庁が達成すべき目標を設定</li> <li>平成14年8月22日に平成13年度郵政事業庁が達成すべき目標に対する実績の評価を公表</li> <li>平成15年8月20日に平成14年度郵政事業庁が達成すべき目標に対する実績の評価を公表</li> </ul> <p>&lt;法務省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準については、平成13年3月27日に制定・公表</li> <li>平成15年度の実施庁が達成すべき目標については、平成15年3月28日に制定・公表し、その目標に対する実績の評価結果を平成16年7月に公表</li> <li>平成16年度の実施庁が達成すべき目標については、平成16年3月24日に制定・公表し、その目標に対する実績の評価結果を平成17年7月に公表</li> <li>平成17年度の実施庁が達成すべき目標については、平成17年3月25日に制定・公表</li> <li>平成18年3月に平成18年度の実施庁が達成すべき目標を制定・公表</li> </ul> <p>&lt;財務省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等については、平成13年1月6日に「国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令」(財務省訓令第12号)を制定・公表(財務省ホームページに掲載)</li> <li>実施庁が達成すべき目標については、平成13年度から設定しており、平成17年度については、平成17年6月30日に「平成17事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実</li> </ul>	<p>&lt;防衛庁&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年6月末までに平成17年度の目標に対する実績を評価し、公表(防衛庁及び防衛施設庁ホームページに掲載予定)</li> <li>平成18年度の目標については、防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会の結果を踏まえ、指標を検討・策定し、早期に公表する予定(防衛庁及び防衛施設庁ホームページに掲載予定)</li> </ul> <p>&lt;法務省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年度終了後、速やかに平成17年度の実施庁が達成すべき目標に対する実績評価を行い、公表する予定</li> </ul> <p>&lt;財務省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成18事務年度の目標については、平成18年6月末に「平成18事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」として策定・公表する予定</li> <li>また、平成18年9月末を目途に、「平成17事務年度国税庁が達成すべき目標</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>「実施計画」を策定・公表(財務省及び国税庁ホームページに掲載)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、実施計画の目標に対する実績の評価として、評価書を作成しているところであり、平成17年度については、平成17年10月5日に「平成16事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」及びその要旨を作成・公表(財務省及び国税庁ホームページに掲載)</li> </ul> <p>&lt;厚生労働省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施庁の長に権限が委任された事務の実施基準等について「社会保険庁の事務の実施基準及び準則」(平成13年3月30日付け厚生労働省発政第93号厚生労働事務次官依命通達)を定め、公表</li> <li>・平成16年度に社会保険庁が達成すべき目標に関する実績評価については、社会保険庁から事務の実施状況について平成17年8月25日付けで報告を受け、その報告を基に評価を実施し、その結果を平成17年10月20日に公表したところ</li> <li>・「平成18年度において社会保険庁が達成すべき目標」については、平成18年2月23日に制定及び公表</li> </ul> <p>&lt;経済産業省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年に、「特許庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令」を制定し、公表。その後、平成15年に同訓令の一部を改正し、公表</li> <li>・平成16年11月16日付けで「平成15年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績評価」を行い、公表。さらに、平成17年3月31日付けで、「平成17年度において特許庁が達成すべき目標」を設定し、公表</li> <li>・平成17年7月29日付けで「平成16年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績評価」を行い、公表。さらに、平成18年3月31日付けで、「平成18年度において特許庁が達成すべき目標」を設定し、公表</li> </ul> <p>&lt;国土交通省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省では、平成13年3月21日に、「気象庁に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則に関する訓令」(国土交通省訓令第112号)、「海上保安庁に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則に関する訓令」(国土交通省訓令第113号)及び「海難審判庁に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則に関する訓令」(国土交通省訓令第114号)を定め、平成13年3月30日に公表</li> <li>・平成17年3月30日に「平成16年度に気象庁が達成すべき目標についての評価」、「平成16年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価」、「平成16年度に海難審判庁が達成すべき目標についての評価」を実施、公表</li> <li>・平成17年3月30日に、「平成17年度に気象庁が達成すべき目</li> </ul>	<p>に対する実績の評価書」及びその要旨を作成・公表する予定</p> <p>&lt;厚生労働省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度の社会保険庁の実績評価については、「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」(平成18年度)に基づいて、社会保険庁から事務の実施状況について報告を受け、その報告を基に社会保険庁の実績について評価を実施し、その結果を平成18年8月末を目途に公表</li> </ul> <p>&lt;経済産業省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度終了後、速やかに目標に対する実績評価を行い、公表することを予定</li> </ul> <p>&lt;国土交通省&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度終了後に、「平成17年度に気象庁が達成すべき目標」、「平成17年度に海上保安庁が達成すべき目標」及び「平成17年度に海難審判庁が達成すべき目標」の達成度を評価し、公表</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>標」、「平成17年度に海上保安庁が達成すべき目標」及び「平成17年度に海難審判庁が達成すべき目標」を、平成18年3月には「平成18年度に気象庁が達成すべき目標」、「平成18年度に海上保安庁が達成すべき目標」及び「平成18年度に海難審判庁が達成すべき目標」を定め、公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施庁に係る実績評価の的確かつ効果的な実施を推進する観点から、平成17年3月30日に、気象庁、海上保安庁及び海難審判庁が達成すべき目標に対する実績の評価については、「国土交通省実績評価実施規定」を定め、これを平成17年度より施行している。</li> </ul>	
(6) 独立行政法人への移行 [推進官庁] ・総務省	<ul style="list-style-type: none"> <li>・①国の事務事業の57の独立行政法人への移行(平成13年4月)を着実かつ円滑に実施するとともに、②駐留軍等労働者の労務管理等事務の移行(平成14年4月)及び統計センターの移行(平成15年4月)の準備を円滑に進める。</li> </ul>	大綱 V-2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成13年4月、国立公文書館等の国の事務事業が57の独立行政法人に移行</li> <li>・平成14年4月、駐留軍等労働者の労務管理等事務が独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構に移行</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車検査について、平成14年9月に独立行政法人に移行する。</li> </ul>	大綱 V-2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年7月、自動車検査(検査場における検査)が自動車検査独立行政法人に移行</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・造幣事業及び印刷事業について、平成15年度前半に予定されている独立行政法人への移行が円滑に実施できるよう、引き続き必要な検討を行い、所要の法律案の立案等、着実に移行のための準備を進める。</li> </ul>	大綱 V-2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年4月、統計センター(統計研修所を除く)、造幣事業及び印刷事業が、それぞれ独立行政法人統計センター、独立行政法人造幣局、独立行政法人国立印刷局に移行</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立病院・療養所について、①昭和61年当初再編成計画の未実施施設は、速やかに移譲、統合又は廃止を実施し、②平成11年3月の見直しによる追加対象施設は、平成13年度末を目的に対処方策を決定し、着実に実施する。平成16年度に、各施設毎に業績評価ができるよう区分経理する単一の独立行政法人に移行することとし、個別法案を平成14年の通常国会に提出する。</li> </ul>	大綱 V-2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和61年当初再編成計画の対象施設のうち、未実施施設は3施設</li> <li>・平成11年3月の再編成計画見直しによる追加対象施設のうち、未実施施設は2施設</li> <li>・「独立行政法人国立病院機構法」は、第155回国会にて成立し、独立行政法人国立病院機構が平成16年4月に発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人に引き継いだ再編成については、移譲、統合又は廃止を着実に実施</li> <li>・個別施設の在り方については、遅くとも独立行政法人設立後の最初の中期目標期間終了時に速やかに検討を行い、結論を得、その結果に基づき、中期計画に盛り込むなど所要の措置</li> <li>・原則として、独立行政法人への運営費交付金の算定基準には人件費を盛り込まないこととし、人件費は診療報酬財源によって賄うこととする。また、業務量に応じた職員配置や病棟集約による効率的な病床運営などの業務効率化方策を推進</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立大学・大学共同利用機関等の独立行政法人化について、平成15年までに結論を得ることとされていることを踏まえ、平成13年度中に有識者等による専門的な調査検討の結果を整理する。</li> </ul>	大綱 V-2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成14年3月の文部科学省の「国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議」における「新しい「国立大学法人」像について」最終報告を踏まえた国立大学法人法が、第156回国会にて成立し、平成16年4月に89の国立大学法人と4の大学共同利用機関法人が発足</li> </ul>	

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
(7) PFIの推進 [推進官庁] ・内閣府	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の制定を踏まえ、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して効率的かつ効果的に社会資本整備を行うため、関係省庁における実施方針の雛型の早期提示、先導プロジェクトの発掘等PFI事業の具体化及び今後の積極的活用に向けた取組を推進する。</li> </ul>	大綱 V-2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>役職員の給与等の水準の公表について、独立行政法人に準じて、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」を策定</li> <li>PFI事業を実施する上での実務的な指針となる5つのガイドライン（プロセス、リスク分担、VFM、契約、モニタリング）をとりまとめ・公表</li> <li>公共荷さばき施設、一般廃棄物処理施設、国立大学法人の校舎に係る固定資産税等の減免等、PFI事業に係る税制の特例措置を創設</li> <li>PFI事業に対する国庫補助金の交付について、平成13年9月のPFI関係省庁連絡会議申合せに基づき、PFI事業を行う場合も従来とイコールフットイングを図るよう補助金交付要綱等の改定等を実施</li> <li>地方公共団体における先導的なモデル的事業となり得るPFI事業の支援を目的として、民間資金等活用事業調査費補助金を創設（平成13年度1次補正予算）</li> <li>民間収益施設等の合築や行政財産の貸付けの取扱いに係る規制緩和等を内容とするPFI法の改正（平成13年12月施行、議員立法）</li> <li>PFI事業に係る民間事業者の選定及び協定手続きに関する留意事項について、関係省庁において申合せを行い、PFIの趣旨に即した制度の運用を推進（平成15年3月PFI関係省庁連絡会議幹事会）</li> <li>「民間事業者（選定事業者）がPFI事業として行い得る業務の範囲」について、関係省庁の考えをとりまとめ・公表（平成16年6月）</li> <li>国においては、中央合同庁舎第7号館、美祢社会復帰促進センター（刑務所）等の事業が進ちよく中であるなど、国と地方公共団体等において、多様な分野でPFI事業が進ちよく中（平成17年12月末現在、225件の事業が進ちよく中）</li> <li>平成17年度より、PFIの活用ノウハウの普及のため、所要の予算を計上し、年次報告書の作成を開始（平成17年度）</li> <li>PFI事業のうち、公共代替性が強く、民間競争のおそれのないものに係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の減免措置を平成17年度に創設</li> <li>国公有財産（行政財産）の貸付けの拡充等を内容とするPFI法の改正（平成17年8月施行、議員立法）</li> <li>内閣府では法改正の趣旨を周知させることを目的としたPFIセミナーを全国8ヶ所の会場にて開催（平成18年1～3月）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、関係省庁におけるPFI事業の具体化等に向けた取組の推進</li> <li>PFI活用に向けたアニュアルレポート作成や先行事例集の作成等に係る予算を計上（平成18年度政府予算案）</li> </ul>
(8) 民間と競合する公的施設の改	<ul style="list-style-type: none"> <li>「民間と競合する公的施設の改革について」に従い、平成13年度予算編成過程等において厳しく対処する。</li> </ul>	大綱 V-2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;新設及び増築の有無&gt;</li> <li>「民間と競合する公的施設の改革について」の対象となる公</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き「民間と競合する公的施設の改革について」に定める廃止、民営化</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
革 [推進官庁] ・総務省			<p>的施設については、平成12年5月26日の閣議決定以降、新設及び増築は行われず</p> <p>&lt;新設計画の見直し&gt;</p> <p>i) 日本郵政公社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度に、計画段階にあった郵便貯金地域文化活動支援施設(大宮市、富山市、姫路市、宮崎市)、簡易保険総合健康増進センター(横浜市、名古屋市、福岡市)及び簡易保険総合健診センター(熊本市)の新設計画を取りやめ</li> </ul> <p>&lt;既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置&gt;</p> <p>i) 日本郵政公社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>簡易保険加入者福祉施設について、平成16年度までに21か所を廃止。さらに、平成17年度末まで8か所を廃止</li> </ul> <p>ii) 労働福祉事業団(平成16年4月1日に独立行政法人労働者健康福祉機構へ移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「労働者災害補償保険事業に関する行政監察結果に基づく勧告」(平成11年12月21日)や「特殊法人等整理合理化計画」等を踏まえ、平成17年度末までに休養所及び労災保険会館を廃止</li> </ul> <p>iii) 雇用・能力開発機構(平成16年3月1日に独立行政法人雇用・能力開発機構へ移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構は、その所有するすべての勤労者福祉施設について、「特殊法人等整理合理化計画」において「廃止期限を明確にし(遅くとも改革期間内)、特に自己収入で運営費さえも賄えないような施設については、できるだけ早期に廃止する。」とされたことから、本年3月31日現在において、2,070か所すべての譲渡等を完了(1,976か所譲渡、94か所を廃止)</li> </ul> <p>iv) 年金資金運用基金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模年金保養基地(グリーンピア)については、「特殊法人等整理合理化計画」において、「平成17年度までに廃止し、特に自己収入で運営費さえも賄えないような施設については、できるだけ早期に廃止する。」とされたことを踏まえ、平成17年12月にすべての基地の譲渡が終了</li> </ul> <p>v) 社会保険庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年10月1日に設立された独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構に年金・健康保険福祉施設を出資し、施設の譲渡又は廃止業務を行わせているところ</li> </ul> <p>&lt;地方公共団体における措置の要請&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務省は、「民間と競合する公的施設の改革について」を踏まえ、「民間と競合する公的施設の改革について」(平成12年6月事務次官通知)により、地方公共団体に適切な</li> </ul>	<p>その他の合理化は、平成17年5月26日までに措置。また、「特殊法人等整理合理化計画」等に基づき既存施設の廃止・民営化その他の合理化措置も引き続き実施</p> <p>i) 日本郵政公社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「特殊法人等整理合理化計画」を踏まえ、平成18年度末までに、原則、収支率100%未満の簡易保険加入者福祉施設を廃止。また、郵便貯金周知宣伝施設については、平成17年度中間決算の損益に基づき、平成19年度以降黒字化が見込めない施設を廃止(平成18年10月末に4か所の廃止)</li> </ul> <p>(日本郵政株式会社法附則第2条により、日本郵政公社から承継した簡易保険加入者福祉施設及び郵便貯金周知宣伝施設については、日本郵政株式会社が運営管理を行い、平成24年9月30日までに譲渡又は廃止)</p> <p>ii) 社会保険庁</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左記の独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構において、平成22年9月末までに年金・健康保険福祉施設を譲渡又は廃止</li> </ul>

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
			<p>対応をするように要請。また、平成13年度から平成16年度各年度における「地方財政運営について」（事務次官通知）においても、平成12年の事務次官通知に基づき、厳正に対処するよう通知</p>	

#### XIV 改革の推進

事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
1 「行政改革推進法案（仮称）」の策定 [推進官庁] ・内閣官房	・本重要方針で定める改革の今後における着実な実施のため、基本的な改革の方針、推進方策等を盛り込んだ「行政改革推進法案（仮称）」を、行政改革担当大臣の下、内閣官房行政改革推進事務局において策定し、平成18年通常国会に提出する。	重要 <sup>10(1)</sup>	・行政改革推進法案を平成18年通常国会（第164回）に提出	・左記法案の早期成立を期す ・法案に規定されている改革事項の着実な推進
2 推進体制の整備 [推進官庁] ・内閣官房	・全閣僚から構成される「推進本部」を設置し、経済財政諮問会議とも連携しつつ、上記の改革の着実な推進とフォローアップを行い、改革を加速する。	重要 <sup>10(2)</sup>	・全閣僚から構成される「行政改革推進本部」の設置を規定した行政推進法案を平成18年通常国会（第164回）に提出	・法案に規定されている「行政改革推進本部」の事務について、経済財政諮問会議とも連携しつつ、着実に実施
3 「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」の開催 [推進官庁] ・内閣官房	・国の行政機関が行っている事務事業の削減に関し、有識者の知見も活用しながら、行政改革推進本部において成案を得、政府の方針として決定する。このため、「行政減量・効率化有識者会議（仮称）」を開催し、当該会議に関する事項については、行政改革推進本部長が決定する。	重要 <sup>10(3)</sup>	・平成18年1月23日付行政改革推進本部長決定に基づき、「独立行政法人に関する有識者会議」を「行政減量・効率化有識者会議」に改組 ・検討事項は、国の行政機関の定員の純減に向けた業務の大胆かつ構造的な見直しに関する事項及び独立行政法人の見直しに関する事項 ・平成18年3月31日までに7回開催	・引き続き、検討事項について会議を開催
4 その他 [推進官庁] ・内閣官房 ・総務省	<p>・行政改革の推進に関し、12年行革大綱、16年行革方針及び重要方針等既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。</p> <p>・中央省庁等改革基本法及び行政改革会議最終報告に沿った改革を始め既定方針に基づく諸改革の前倒しを含む着実、迅速な実施を図るほか、臨時行政調査会、累次の臨時行政改革推進審議会及び行政改革委員会の答申等において提起され今後において改革の推進を要する諸問題並びに行政監察及び行政評価等による勧告等並びに会計検査院の決算検査報告における指摘事項についても、所要の施策の検討、具体化に努める。</p> <p>・本大綱に定められた改革事項について今後平成17年までの間を一つの目途として集中的な実施を図るため、内閣総理大臣を本部長とする新たな行政改革推進本部を内閣に設置する。</p>	<p>重要<sup>10(4)</sup> 方針<sup>9</sup></p> <p>大綱<sup>Ⅶ</sup></p> <p>大綱<sup>Ⅶ</sup></p>	<p>・「行政改革大綱」及び「今後の行政改革の方針」記載事項のほか、省庁再編に伴う副大臣・政務官の設置、政策調整システムの導入、司法制度改革推進本部の設置（平成13年12月1日）、行政機関による法令適用事前確認手続の導入（平成13年3月27日）とその拡大（平成16年3月19日）等の改革を実施したほか、毎年度の予算編成過程、組織定員審査においても既定方針を実現</p> <p>・平成13年1月6日に、内閣総理大臣を本部長、行政改革担当大臣を本部長代理、内閣官房長官と総務大臣を副本部長、他のすべての国務大臣を本部員とする行政改革推進本部を内閣に設置</p> <p>・「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）を踏まえ、同方針の集中的・計画的な実施の推進を、同本部の設置目的に追加</p> <p>・「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、同方針の集中的・計画的な実施の推進を、同本部の設置目的に追加</p> <p>・同本部は、これまでに20回開催され、「特殊法人等整理合理化計画」、「公務員制度改革大綱」、「今後の行政改革の方針」、「行政改革の重要方針」等を決定</p>	<p>・今後とも既定の方針に従い、引き続き所要の施策の検討、具体化に努力</p> <p>・今後とも行政改革推進本部において行政改革を総合的、積極的に推進</p>



事項	概要	区分	これまでに講じた措置	今後講ずることとしている措置
	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度、本重要方針の実施状況に関するフォローアップを12年行革大綱及び16年行革方針に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表する。</li> </ul>	重要 10(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回となる本フォローアップを平成18年3月31日に行政改革推進本部に報告し、公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも「行政改革の重要方針」の実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を行政改革推進本部に報告</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度本方針の実施状況に関するフォローアップを12年行革大綱に係るフォローアップと併せて行い、その結果を行政改革推進本部に報告し、公表する。</li> </ul>	方針 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回のフォローアップを平成17年3月31日に行い、第2回となる本フォローアップを平成18年3月31日に、それぞれ行政改革推進本部に報告し、公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも「今後の行政改革の方針」の実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を行政改革推進本部に報告</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、毎年度本大綱の実施状況に関するフォローアップを行うこととし、その結果を同本部に報告するとともに公表する。</li> </ul>	大綱 Ⅶ	<ul style="list-style-type: none"> <li>初回のフォローアップを平成14年3月28日に、第2回を平成15年3月31日に、第3回を平成16年3月31日に、第4回を平成17年3月31日に行い、第5回となる本フォローアップを平成18年3月31日に、それぞれ行政改革推進本部に報告し、公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「行政改革大綱」については、平成17年までの集中的な改革期間の終了に伴い、「行政改革大綱」としてのフォローアップは終了することとし、今後は、特に必要な場合に改革項目ごとのフォローアップを実施</li> </ul>